

| | | | | | |
|--|-------------------|--|----|--------|---------------------|
| Onsen-gun Federation | Shigeru Norimatsu | Onsen-gun Education Administration Office | 29 | 20,000 | (12,650 (7,350) |
| Kami-ukena-gun Federation | Tadaoki Ito | Hirokata-mura Agricultural Co- operative Union, Kami-ukena-gun | 11 | 2,262 | (1,294 (969) |
| Ochi-gun Federation | Shizuma Beppu | Ochi-gun Education Administration Office | 32 | 9,700 | (5,700 (4,000) |
| Shuso-gun Federation | Katsumi Ochi | Tanbare-mura, Shuso-gun | 16 | 4,750 | (2,700 (2,050) |
| Nii-gun Federation | Kiyohiro Koga | Izumikawa Primary School, Niihama City | 11 | 3,701 | (2,430 (1,271) |
| Uma-gun Federation (Not yet organized) | | Mishima-cho | 20 | 3,832 | (2,032 (1,800) |
| Ehime-ken Federation | Noboru Kimino | Onsen-gun Education Administration Office 3-ban-cho, Matsuyama City | | | |

2. General condition of youth departments of labor unions.

In keeping with the active revival of the union movement after the end of the war, youth departments were set up within various labor unions. They functioned as the center of the unions. However, with the recent change of the union movement, many of the youth departments of labor unions have been dissolved.

At present, there are a little more than 20 youth groups at working places in the prefecture not as the youth department of the labor union but as the youth club. These groups are functioning centering around the promotion of culture and recreation.

3. Youth associations concerning religion.

a. YMCA

This is an association of young boys and girls with Christianity as its principle. There is one YMCA in Matsuyama City. The main aim of the activity of this association is the promotion of culture and social service of youth. YMCA groups will soon be organized also in Imabari and Uwajima cities.

b. Youth associations with some other religion as its principle. The youth departments attached to such religious sects as Buddhism, kurozumi-kyo, Konko-kyo, Seichono-ie and the like are endeavouring to cultivate character of youth and promote social service.

4. General condition of minors' associations.

a. Boy Scouts.

The Boy Scouts which were reestablished as one of the international youth and minors movements through the permission of GHQ after the end of the war have a nation-wide organization such as Japan Federation of Boy Scouts and Prefectural Federation of Boy Scouts. The Boy Scouts are composed by boys from 12 to 18 years old. The chief of a Boy Scout group is a man of more than 21 years of age. The Boy Scouts have three oaths, 12 laws and one slogan to be observed by its members. Ehime prefectural authorities organized the Boy Scout research society centering around well-experienced leaders and endeavoured to encourage the Boy Scout movement. They have held a training course for heads of Boy Scout groups once and that for leaders seven times up to present.

The present condition of Boy Scouts in the prefecture is as follows:

- (1) The number of qualified leaders of Boy Scouts. About 200 persons.
- (2) The number of Boy Scout troops officially recognized by the Japan Federation of Boy Scouts. 7 troops.

b. Girl Scouts.

The Girl Scouts are a group made up of young girls. The purpose of the Girl Scouts is to improve the character of young girls through a group activity in order to become able and wise citizen, and to promote good understanding and friendship between nations in the world.

In Ehime Prefecture one Girl Scout troop was formed at Bancho Primary School in Matsuyama City under the guidance of Shikoku Civil Affairs Region. Besides, there are two groups which are conducting almost the same functions of qualified Girl Scouts. In the future the Girl Scout movement, together with the Boy Scout one, may become more and more active.

5. 4-H Clubs.

4-H Club is an organization composed of young boys and girls of from 16 to 20 years old at agricultural villages. It is organized and managed under the direct guidance and surveillance of the prefectural officials in charge of the agricultural improvement. At present there are seven 4-H clubs in the prefecture.

IV. WOMEN'S EDUCATION

1. Activity of women's associations.

a. Awakening of women.

The women's associations in Ehime Prefecture have come to function independently as democratic organizations, making their plans of activity by themselves and enforcing it democratically.

b. Activities of women's associations.

Major women's associations in Matsuyama City are as follows:

- (1) Women's Rotary - Puts emphasis upon the cultural activity
- (2) University Women's Association (Daigaku-fujin-kyokai) - Renders service to UNESCO movement, Girl Scout movement and international education
- (3) Ai-iku-kai (Tender Nurture Association) - Endeavours to bring up tenderly babies and infants
- (4) Ehime Democratic Women's League (Renders service to the relief work of widows and repatriates)
- (5) Tomono-kai (Association of Friends) - Aims at the scientific improvement of living of every member.
- (6) Christian Women's Association
- (7) Senyu-kai - Democratic group of lovers of tea art
- (8) Housewives Association - Renders service to the price stabilization movement
- (9) Midorigaoka Women's Club

In each gun and city, various sorts of women's associations are in full activity. For example, an outline of the activities in October 1949 of the women's associations in Uwa-gun is as follows:

| <u>Date</u> | <u>Functions</u> | <u>Atten- dants</u> | <u>Name of Women's Association</u> |
|-------------|---|-------------------------|--|
| 19 Oct. | Participation in the athletic meeting at primary school. Holding of <u>Keiro-kai</u> (Honoring old people). | 40 | Futana-mura |
| 14 | Community Chest campaign | 12 | Kaneo-mura W.A. |
| 22 | Short course for quick making method of bread and sweet glutinous sake | 150 | Kaneo-mura W.A. |
| 2 | Short course of dying method | 75 | Kaniwake-mura W.A. |
| 6 | Lecture meeting on "General Condition of Social Work" by Mr. Shinohara | | Tsumatori-mura W.A. |

| | | | |
|-------------|---|-------|-------------------------|
| 11 | Athletic meeting, Community Chest campaign and <u>Keiro-kai</u> . | | Tsumatori-mura W. A. |
| 20 | Lecture meeting on "Major Diseases at Agricultural Villages and their Prevention." | | Tsumatori-mura W. A. |
| 2 | Athletic meeting and Community Chest campaign. | 56 | Mishima-mura W. A. |
| 21 & 22 | Autumnal festival and Community Chest campaign | 120 | Mishima-mura W. A. |
| 30 | Community Chest campaign and amateur variety show | 70 | Mishima-mura W. A. |
| 15 | Marriage ceremony improvement committee meeting | 30 | Mishima-mura W. A. |
| 12 | Lecture meeting on "Democracy" | 35 | Samukawa-mura W.A. |
| 16 | Community Chest campaign | 10 | Samukawa-mura W.A. |
| 16 | Appropriated the profit from the bazaar at the athletic meeting at primary and lower secondary school to the Community Chest fund | | |
| 8 | Short course on nourishing food cooking | 55 | Kofuji-mura W.A. |
| 14 | Movie showing | 1,000 | Kofuji-mura W.A. |
| 4 | Marriage ceremony improvement conference | 32 | Kabusaki-mura W. A. |
| 8 | Participated in the preparation for the ceremony of completion of school building of the primary school | 45 | Kabusaki-mura W. A. |
| 16 | Participated in the athletic meeting of the primary school | 60 | Kabusaki-mura W. A. |
| 24, 25 & 26 | Community Chest campaign on the autumnal festival days | | Kabusaki-mura W. A. |
| 16 | Participated in the athletic meeting of the primary school | 102 | Temma-mura W. A. |

| | | | |
|----|--|-----|---------------------|
| 23 | Short course on the Agricultural Adjustment Law | 31 | Temna-mura W.A. |
| 2 | <u>Keiro-kai</u> | 500 | Doi-mura W. A. |
| 16 | Participated in the athletic meeting of the primary school, and Community Chest campaign | 300 | Doi-mura W. A. |
| 11 | Short course on the improvement of the cook-stove | 50 | Sekigawa-mura W. A. |
| 16 | Participated in the athletic meeting of the primary and lower secondary schools | 100 | Sekigawa-mura W. A. |

2. Guidance plan of women's education and general condition of its enforcement.

The chief energies of women's education in 1949 were put on the fostering of the women's associations as democratic organizations. Besides the above purpose, the guidance plan of women's education was made and enforced aiming at thorough going training of the leaders of women's associations, rationalization of home life, improvement of political education for women by distributing various pamphlets and reference booklets.

The main items of the guidance plan of women's education are as follows:

a. Research conference for fostering women's associations.

Research conferences for fostering women's associations were held at 12 places in the prefecture (three times at each place.)

The following pamphlets issued by Civil Affairs were distributed to every democratic organization in city and gun.

- (1) "Model regular conference" - 2,000 copies
- (2) Revised edition of the abovementioned pamphlet - 1,000 cys
- (3) "Special Committee)
Reception Committee) - 1,000 copies
Nominating Committee)

b. Short course for training leaders for political education of women.

This short course was held at Children's Hall, Matsuyama City (attended by 220 persons) and the Chamber of Commerce and Industry, Uwajima City (attended by 360 persons).

c. Liaison conference of members of the women's political education committee.

This liaison conference is scheduled to be held in the middle of February 1950.

Political education committee members are chosen from women's associations in each gun and city. The major purpose of the liaison conference is to decide the fundamental policy of women's political education and improve the political consciousness of women.

d. Short course on the improvement of kitchens.

This short course is scheduled to be held at three places in the prefecture in March 1950.

e. Survey of women's associations. The investigation about all the women's associations and clubs throughout the prefecture is scheduled to be conducted from January to February 1950.

f. Prefectural Social Education and Information sections are encouraging the marriage ceremony simplification movement conducted independently by women's associations.

3. General condition of formation of women's associations (in September 1949).

a. Regional women's associations.

(1) Ehime Prefectural Federation of Women's Associations.

(a) President: Mrs. Noriuchi Ura, Awai-mura, Onsen-gun

(b) Number of members: 155,267

(c) Character of the federation: At present the federation is working as a liaison conference. The federation is endeavoring to democratize the women's associations of each town and village.

(2) Women's associations in towns and villages and federations of women's associations in cities and gun.

(a) Number of women's associations in towns and villages - 271

(b) Number of federations of women's associations in cities and gun - 17

(c) Number of members - 155,267 persons

The details of the abovementioned women's associations are as follows:

| Name of Gun and City | No. of W.A. in town & village | No. of gun & city federation | Name of President of Federation | Location of Office | No. of members |
|----------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------|--|----------------|
| Onsen-gun | 24 | 1 | Shizuyo Takeda | Yodo-mura | 12,937 |
| Ochi-gun | 34 | 1 | Yone Yamamoto | Shimizu-mura | 19,853 |
| Shuso-gun | 16 | 1 | Hisako Kamino | Komatsu-cho | 8,630 |
| Nii-gun | 11 | 1 | Sueko Yamenouchi | Nakahagi-cho | 4,907 |
| Uma-gun | 17 | 1 | Asa Takahara | Kawano-cho | 7,380 |
| Kami-ukena-gun | 11 | 1 | Saki Kemioki | Kuma-cho | 4,934 |
| Iyo-gun | 14 | 1 | Kameko Ishida | Gunchu Public Hall | 11,737 |
| Kita-gun | 24 | 1 | Akie Ayai | Osu-cho | 13,013 |
| Nishiuwa-gun | 17 | 1 | Hideo Akamatsu | Miyauchi-mura | 11,832 |
| Higashi-uwa-gun | 20 | 1 | Misao Nagao | Town and Village Assoc., Uwa-cho | 8,986 |
| Kita-uwa-gun | 29 | 1 | Fumiko Toda | Yoshida-cho | 16,750 |
| Minami-uwa-gun | 7 | 1 | Sai Imanishi | Higashi-soto-kawa-mura | 6,784 |
| Matsuyama City | 16 | 1 | Fuji Noda | Education Sec. of Matsuyama Municipal Office | 7,862 |
| Imabari City | 7 | 1 | Tsune Koshika | Kitashin-machi | 1,690 |
| Uwajima City | 7 | 1 | Fuji Masuda | Emisu-cho | 10,967 |
| Niihama City | 7 | 1 | Iku Arai | Social Educ. Sec., Niihama Municipal Office | 2,987 |
| Saijo City | 8 | 1 | Not yet decided | O-machi | 3,618 |
| Yawatahama City | 9 | 1 | Not yet decided | Social Educ. Sec., Yawatahama Municipal Office | |

(3) Cultural Women's Associations
(15 associations with 4,911 members)

| Name of City | Name of Association | Name of President | Location of Office | No. of members |
|---------------------|--|-------------------|---|----------------|
| Matsuyama City | University Women's Society Ehime Branch | Yoshiko Sakamoto | Minami-cho, Matsuyama City | 50 |
| " | Ehime Women's Rotary | Tetsu Ninomiya | Senfune-cho | 30 |
| " | Matsuyama Housewives Association | Misao Funada | Shintama-cho | 3,800 |
| " | Aiiku-kai | Misao Funada | " | 30 |
| " | Ehime Women's Democratic League | Kinuko Sugimura | Dogo-cho | 150 |
| " | Midorigaoka Women's Club | Ayame Fujii | Joshinji-cho | 59 |
| " | Matsuyama Tomo-no-kai (Association of Friends) | Shizuko Abe | Minami Yanai-cho | 60 |
| " | Senyu-kai | Ito Fukuda | Naka-ichiman-cho | 20 |
| Imabari City | Imabari Women's Rotary | Hisako Sugimoto | Social Education Sec., Imabari Municipal Office | 30 |
| Saijo City | Saijo Tomo-no-kai | Misao Nihada | Saijo City | Not clear |
| Osu-cho Kita-gun | Shin-josei-kai | Kimiko Hashimoto | Osu-cho | 40 |
| Uwajima City | Saibi Women's Assoc. | Nami Tanaka | Saibi Nursery, Marutoku, Uwajima City | 600 |
| Yawatahama City | Yawatahama Tomono-kai | Yoshiko Miyata | Hirose-cho, Yawatahama City | Not clear |
| Yawatahama City | Midori-kai | Tadako Yoshizumi | Hamano-cho Yawatahama City | 21 |
| Total | 15 | | | 4,911 |

(4) Religious Women's Associations
(20 bodies with 160 members)

| Name of City | Name of Association | Name of President | Location of office | No. of members |
|----------------|--|-------------------|--------------------|----------------|
| Matsuyama City | Federation of Christian Women's Associations | Chiyo Nomoto | Kiyo-machi | 120 |
| " | DaizANJI Buddhist Women's Associations | Koichi Kagumori | DaizANJI-cho | 40 |

(5) Working Women's Associations
(excluding women's departments of labor unions)

| Name of City | Name of Association | Name of President | Location of office | No. of members |
|----------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------------------|----------------|
| Matsuyama City | Japan Midwife and Nurse Association | Yoshiko Nishioka | Medical Sec. of Ehime Pref. Govt | 1,500 |

Total number of women's associations 289 bodies

Total number of members 161,838 persons

(6) Other women's associations

- (a) Red Cross Service Association - This association is comprised of youth and women's associations in gun, cities, towns and villages.

63 bodies with 18,465 members

- (b) Fujin-kosei-kai - This association is organized by needy widows in gun, cities, towns and villages. 185 bodies with 15,667 members.

V. PTA

1. General condition of activities of PTA.

Many of PTA's have been organized for the past two or three years. Therefore few years have passed since their formation. For this reason PTA's, especially in the war-damaged areas, centered activities in the financial aid for the construction of school buildings and the essential activities of PTA have not sufficiently been conducted.

However, on the other hand, there are not a few PTA's which are making their activities plans independently by themselves and functioning as democratic organizations. These PTA's are rendering service to the promotion of children's welfare in cooperation with teachers and parents.

Recently the federations of PTA as the liaison organizations have come to be gradually formed. The federations have already been formed at 6 cities and 9 gun. Moreover, the prefectural federation of PTA's is going to be formed.

2. General condition of the guidance plan of PTA and its enforcement.
 - a. PTA managing conference.

PTA managing conference was held at 12 places in the prefecture, in cooperation with the women's associations. The main purpose of the conference is as follows:

- (1) Good understanding of the purpose and essence of PTA
 - (2) Technique of operating a democratic organization
 - (3) Introduction of well-run democratic organizations
 - (4) Advice for solving various difficult problems about PTA
- b. Opinions about the PTA research conference.
 - (1) The PTA research conference was held at 12 places in the prefecture.
 - (2) The audience were very attentive. Especially the conferences at Kita, Uma, Higashi-uwa, and Nishiuwa gun and Uwajima City were very successful.
 - (3) Technique of panel discussion has gradually been improved.

* * * * *

VII. CULTURAL ASSOCIATIONS AND RELIGIOUS ASSOCIATIONS.

1. Cultural Associations.

- a. General condition of cultural associations.

The term cultural association here means a group organized by members by taste not based on laws, aiming at the improvement of culture. It is a general tendency that the changes and reorganization of cultural associations, except for social education associations, are frequently made. This may be due chiefly to the fact that cultural associations can be organized freely wherever and whenever the people wish. The prefectural authorities are now investigating the actual condition of cultural associations. Recently as people's interest in all

the cultural fields such as learning tastes, amusement and so on increased, many cultural groups have been organized. For example, while there were only three cultural groups in Higashi-uwa-gun at the end of June 1948, the number of cultural groups increased to 45 as of 3 November 1949. In Saijo City, the number of cultural groups increased from 10 in 1948 to 14 in 1949.

b. Policy for cultural groups.

At present the prefectural authorities have not yet had sufficient connection with cultural groups except for special organizations. However, the prefectural authorities intend to give assistance and encouragement to these cultural groups in the future. The main points of the policy for cultural groups are as follows:

- (1) To help cultural groups in obtaining paper and other materials necessary for them.
- (2) To enlighten and encourage cultural groups, by offering various materials.
- (3) To endeavour to keep in touch always with cultural groups. To encourage establishment of the Ehime Prefectural Cultural Association and local cultural societies in each gun and city.

2. Religious Associations.

a. General condition of religious associations.

After the end of the war, a great change took place in religious circles. Following the abolition of the Religious Association Law, especially various sects of Buddhism and Shintoism came to claim their independency and became separate. As a result religious circles were thrown into a chaotic state.

The coalition of various religions during war-time was originally carried out, according to a one-sided government order neglecting the doctrines and actual conditions of each religious sect. Therefore, it is natural that at the present time when the freedom of faith in a modern sense of the term has already been guaranteed to the people, various religious sects with different doctrines come to claim their independency. At this time, many sorts of the so-called "new religion" came to rise and the people are now at a loss what to do. However, on the other hand, some of the religionists are endeavouring to break the old feudalistic regulations and customs concerning religious and democratize the religious circles, in line with the spirit of a true democracy and the GHQ directive concerning Shintoism. The Japan Religion League (juridical person) Ehime-ken Branch is composed of the federation of sectarian Shintoists, Shrine Bureau, federation of Buddhists, and federation of Christians in the prefecture. The league is func-

tioning as a mutual liaison organization for various religious associations aiming at the cooperation in cultivating religious sentiments of the people.

b. GHQ directive concerning Shintoism and the Religious Juridical Person Law.

- (1) GHQ directive concerning Shintoism is the memorandum issued from GHQ to the Japanese Government on 15 December 1945 concerning the abolition of the government's guarantee, support, protection, supervision and propagation toward both the national and shrine shintos.

During the past four years since the issuance of this directive, although various instructions have been delivered by the Ministry of Education, in reality the purport of this directive seems not to have sufficiently been disseminated or sometimes gone too far especially at local districts. Consequently there is a fear that the violation of the directive may take place or the healthy development of religions may be obstructed. In view of the fact, the prefectural authorities are endeavoring to disseminate the spirit of the directive as well as possible, by holding a liaison conference of delegates of various religious associations.

- (2) As a result of the abolition of the Religious Association Law and other laws and regulations concerned following the memorandum issued from GHQ to the Japanese Government on 4 October 1945, the Religious Juridical Person Law was enacted in line with the spirit of the freedom of faith described in the Art. 28 of the Constitution. As a result of close deliberation by the officials of CIE Section, GHQ, Ministry of Education, and other ministries concerned, and the delegates of Shintoists, Buddhists and Christians, the Religious Juridical Person Law was enacted for the purpose of securing the freedom of faith and safeguarding religions. According to the law, the religious associations are classified in two groups, the juridical persons and others. And the Religious Juridical Person Law is applied to the religious juridical persons only.

F

20

昭和二十五年一月

Jan. 1950

社會教育の概況

Summary of Social Education

愛媛縣教育委員會

Shikoku Prefectural Education Commission

| | | |
|---------|---------|--|
| 社会教育課発行 | 社会教育の概況 | |
|---------|---------|--|

序

平和な文化的な民主國家建設をわれわれは憲法で宣言しているが、憲法に規定したことによつて、即座にわが國がその通りになつておると考えたなら、それは大いなる過りである。憲法の規定には、成程既に實現されているものもあるが、尙われわれの努力によつて現實化しなければならぬものが多いのである。國民一人一人の努力によつてのみ現實化するものであつて、平和な文化的な民主國家はわれわれの努力目標の表明なのである。

「衣食足りて礼節を知る」と言う。戦後の開行爲の横行、血なまぐさい事件の頻発、青少年の不良化、社会性の欠除等、かぞえたてればきりが無いほど、われわれの日常生活は混乱している。しかし國民經濟の安定、衣食住が逐次充たされて、平和な姿を取りもどしつつあるのは喜ばしいことである。

衣食住の安定へ、強力な政治が進められなければならないが、又同時にわれわれは、「足るを知る」ことを学ぶ必要があるのでないだろうか。

國民一人一人が正しい人生觀を把握すること。——昔は宗教がその大きな役割を果しておつたと思う。現代人は宗教によつてその人生の價値を覚る人もあろうし、科学によつて生き甲斐を見出す人もあろう。その個性によつて異なるとしても、われわれは何らかの方途をかまえて、國民のおのが正しく生きがいを感じ、平和な文化的な人となつてほしいものである。そして社会がより良く、より正しくなつて行くようにしたいものである。社会教育はその條件をととのえて行く機能を持つものとして、現在社会に奉仕できたらと思う。

日本は義務教育の普及の点では世界に誇るに足るものがあつた。文盲者の率は非常に少く、読み、書き、勘定のできない人は極くまれである。しかし義務教育の普及にもかかわらず、社会性、公共心の点においては日本人は他國民に劣つてゐるのではないだろうか。これは過去の教育の欠陥であろう。社会と遊離した智識偏重の学校教育の弊害だと思ふ。

現在学校の教育が改められて、現実の自己の生活、社会を注目して、それを教育の大きな重点として行われているように、われわれ社会人も自らもう一度、自己の生活、社会を直視しなおして、より良き自己の生活、社会の建設に努力しなければならぬのではないだろうか。國民のお互が、平和な、文化的な社会人となつて、しかも自らが個性豊かな人とならねばならないのである。社会教育はこの点に奉仕するものとして大いに機能を發揮したいものと思ふ。

昭和二十五年一月

教育長 杉野常夫

發刊のことば

教育ということが問題になるとき、大抵の場合、それは学校教育を対象としてことが多い。社会教育への関心が一般に眞剣に昂まつてくるようになったのは、敗戦後の社会的混乱と道義の頹廢が、いよいよ人間を不幸にするものであることが、はつきりとわかりかけてきてからのことである。

社会教育といえば、学校教育の次に、餘裕のある人が餘裕のある場合に考えておればよい位にしか取扱われていなかったし、又それでどうにか間にあいましたし、不都合もなかつたのである。

しかし、時代は大きく轉換した。社会事象に対する考え方、見方もすっかりかわらざるを得なくなつた。教育といえば学校教育のことだけを意味した学校教育万能の思想が、國家を、社会をどんな結果にみちびいたか、果してそれが正しい考え方であつたかどうか、今更ながら考えさせられる数々の問題があるように思われる。

社会教育を学校教育の延長とのみ考えたり、まして閑人の道樂仕事のように考えている人は今更あるまい。社会教育は自己教育であり相互教育である。学校教育さえもが、社会教育を基盤としてこそはじめて全きを得るのであつて、平和國家、文化國家の建設こそは、眞の社会教育の目覺ましい活動にまたねばならないことは今更言うまでもない。

しかし社会教育は、その内容方法対象何れも複雑多岐であつて、これが自主的活動の振興は、決して容易なことではない。したがつて社会教育は一般に何をしているのかわからないというのも無理からぬことであるが、社会教育への理解と協力を得るがために、社会教育とは、どんな内容をもつて、どんなことをしているのか、その実際と目標を知つてもらうことが社会教育を振興する上に最も手近なことのように思われる。

本書は、こうした意図から社会教育の実際についてその概況を集録したものであるが、もともと自由性と機動性の強い社会教育が、これだけのものであつてよいはずのものでもなく、殊に社会教育はその地方の實際に即した毎日の生活の中において運営されるべきものであるから、その具体的な内容や方法は、それぞれ市町村の一般行政活動と結びついてこそ、いきいきとしたものとなるのであつて、社会の實際生活と遊離した理論や方法では成り立たないのである。そうした意味からも本書の内容については、なお数多くの附加したい事項があるのであるが、その整備は後日にゆずり、多大の不備をみとめつつあえてその概況だけの刊行をいそいだのは、一九五〇年を社会教育躍進段階への第一年としたい念願に外ならなかつたからである。

昭和二十五年一月

社会教育課長

若藤義之

社會教育概況

目次

| | | |
|----------------------------|-------|----|
| 一、社會教育概観 | | 一 |
| 1 社會教育復興の原因 | | |
| 2 社會教育の本質 | | |
| 3 社會教育の内容対象方法 | | |
| 4 社會教育の形態 | | |
| 5 社會教育に於ける官廳の立場（地方公共團體を含む） | | |
| 二、成人教育 | | 五 |
| 1 公民館 | | 五 |
| (一) 公民館の現況 | | |
| (二) 公民館の將來 | | |
| (三) 公民館の活動 | | |
| (四) 公民館一覽表 | | |
| 2 成人講座 | | 一六 |
| (一) 成人教育講座 | | |

| | | |
|-------------------|------------------|-----|
| | (二) 社会学級 | |
| | (三) 国民科学講座 | |
| | (四) 労働文化講座 | |
| | (五) ユネスコ運動促進の状況 | |
| | (六) 「国民の祝日」と成人教育 | |
| 三、青少年教育 | | 三三二 |
| ① 地域青年団の概況 | | |
| ② 職域青年部の概況 | | |
| ③ 宗教を中心としているもの | | |
| ④ 少年団体の概況 | | |
| ⑤ 4Hクラブ | | |
| 四、婦人教育 | | 三九九 |
| ① 婦人団体の動き | | |
| ② 婦人教育指導計画と其の実施状況 | | |
| ③ 婦人団体結成状況一覽表 | | |
| 五、P・T・A | | 四八 |
| ① P・T・Aの動き | | |

六、視覚、聴覚教育

- ② P・T・A 指導計画とその実施状況
- ③ P・T・A 結成状況

1 視覚教育

- ① 視覚教育の現状

- ② 視覚教育に対する施策

2 藝能教育

- ① 藝能教育の現状

- ② 藝能教育に対する施策

3 聴覚教育

- ① 聴覚教育の現状

- ② 聴覚教育将来への努力目標

- ③ 学校を対象としての聴覚教育

- ④ 「ラジオの集」

4 フィルムライブラリー

- ① フィルムライブラリー設置の根拠

- ② フィルムライブラリーの使命

| | |
|------------------------|----|
| 七、文化団体及び宗教団体 | 七五 |
| 1 文化団体 | 七五 |
| ① 文化団体の概況 | |
| ② 文化団体に対する施策 | |
| ③ 文化団体結成の状況 | |
| 2 宗教団体 | 七六 |
| ① 宗教団体の概況 | |
| ② 神道指令及び宗教法人令について | |
| ③ 宗教団体施設数 | |
| 八、文化施設 | 八二 |
| (1) 文化施設の概況 | |
| (2) 公私立図書館一覧表 | |
| 九、國寶、重要美術品、史蹟、名勝、天然記念物 | 八四 |

一、社會教育概観

1 社会教育復興の原因

敗戦後の錯綜した社会様相の中から社会教育復興の気運はほうほうとしてわき起りつつある。各種文化講座の流行、おびただしい新刊図書、雑誌、出版物のはんらん、藝能熱の勃興、各種文化団体の濫設等々、反面その弊害なしとしないが、一應社会教育復興の前奏曲と見ることが出来る。社会教育復興の原因として次のようなことをあげることが出来るであろう。

一、民主政治の実現、民主権体制確立のために、国民の文化水準の向上、民衆教養の普及が必然的な要請となつたこと。

二、戦争抛棄後に於ける日本の進路は文化國家平和國家建設の理想となり、敗戦日本の建て直しを文化の昂揚に求めんとする自覚が高まつたこと。

三、戦後の社会的混乱、道義のたい敗を救うために精神的防塞として社会教育の振興が要請されること。

四、國權的形式的劃一的の弊に陥りがちであつた従來の学校教育に対する反省として社会的必要と生活の實際に即した社会教育的手段導入の必要が痛感せられるに至つた。

五、思想、言論、研究の自由の制限から解放され、廣く智識教養を求めようとする自立的意欲が高まつたこと。

2 社会教育の本質

社会教育は社会人相互の教育であつて、人の結合、集團、相互關係を背景として、社会環境の中から自然の教育作用を

抽出し誘導することにある。

現実の社会の中に眞のえい智を探り、理性の光を求め、眞理の輝きを発見してこれを社会に浸潤拡充していくところに社会教育の努力がある。

元來教育は社会に基盤を有し、社会の中から発生し社会と共に成長していかねばならない。この意味で学校教育も亦社会教育を基礎とし、歴史的には社会教育が、制度的に構成され組織化されてきたものであるということができ、従つて学校教育の延長が社会教育となるのではない。社会教育が徹底し社会環境が教育的に整備されて始めて正しい学校教育が振興するのである。

われわれは社会教育を正しい軌道にもどしてその上に正しい民主的な学校教育が育つように努めなければならない。

3 社会教育の内容、対象、方法

教育基本法第二條に、教育の目的は「あらゆる機会にあらゆる場所に於いて実現されねばならない」と規定し、又社会教育法第三條には「すべての國民があらゆる場所を利用して自ら實際生活に即する文化的教養を高めるような環境を醸成するよう努めなければならない」と規定し、教育が学校教育の分野に廣く内包外延を持つべきことを示唆しているが、その分野こそ社会教育の括りであつて、實に社会教育は内容において主体対象或は手段方法に於いて複雑多岐にわたり、不特定且廣汎であつて融通性機動性に富み、学校教育の如く組織的形式的でなく固定的閉鎖的でないことをその特質とする。

まずその内容としては、政治教育、公民教育、職業教育、技術教育、家庭教育、生活教育、体育、純潔教育、藝能教育など、政治、経済、宗教、文化、産業、科学、各般の事項にわたらねばならない。

又その主体はいわゆる教育者のみでなく、実社会に活動する農工商業者、藝術家、文化人、思想家、宗教家など、すべての社会人が担当するものである。

その対象は一般成人のなかでも特に婦人層青年層労働者層にその重点がそがれ、又学生生徒も校外生活においては社会教育の対象となり、幼児は家庭教育の主たる対象とされている。

社会教育の手段方法に至つては講義講演によるよりも、むしろ映画、演劇、幻燈、紙芝居を通じ新聞、図書、雑誌、放送、音楽文藝、技術を通じ、あらゆる文化財、文化機関が側面的に協力し、社会教育施設として図書館、博物館は勿論学校施設も社会教育に利用され、その他あらゆる社会施設はすべて同時に社会教育施設であるべきものと考えらる。

4 社会教育の形態

複雑な内容対象方法をもつ社会教育は具体的に大別して次の三形態を考へることができる。

一、学校施設を利用する形態であつて、いわゆる学校拡張事業である。学校の施設、設備、職員及びその総合機能を社会教育に活用するものであつて、学校施設の開放、学校開放講座、通信教育などの方法によるものである。

これは社会教育本来のゆき方ではないが、学校という完備した教育施設を利用することが便宜的效果的であり、能率的である意味で奨励されるべきものと思ふ。

二、公民館、図書館、博物館その他の施設を中心として行われる社会教育形態であつて、特に公民館は最も新しい構想のもとに郷土的色彩と民主的組織と総合的な社会教育の方法をとり入れて運営する文化施設として、今後の発展を期待される重要な社会教育の場となるものである。

三、次に考へられるものは各種の自主的な民主団体組織の結成運営を通じて行われる教育形態である。

その主なるものとして青少年團、婦人会があり、学校を背景としてP・T・Aがあり、その他各種文化団体産業団体もすべて、社会教育の場となつてゐる。

これらの団体はそれぞれ団体の固有目的を有し、自主的に運営されつつ団員相互の教育活動が大いに刺戟されねばならないことは勿論であるが、団体の民主的運営を、練習、訓練、体得すること自体が大きな社会教育的意義をもつものであると考へる。

5 社会教育に於ける官廳の立場（地方公共団体を含む）

社会教育の三形態に於いて具体的には講演、講座はもとより映画、演劇、放送、新聞、雑誌、出版、文藝、美術、音楽等の文化財が活用され、利用されて、自動的積極的に社会教育活動が促進されるが、この場合官廳の任務はその外廓にあつて自動的な社会教育の機能が活潑に促進されるようにこれを援助し、奨励し育成することにあつて、官廳自身が社会教育を行うわけではない。

教育基本法第七條はこの点に關して「家庭教育及勤勞の場所其他社会に於いて行はれる教育は國及地方公共団体によつて奨励されねばならない。國及地方公共団体は図書館、博物館、公民館等の施設、学校の利用其他適當な方法によつて教育目的の実現に努めなければならない」と規定してゐる。

又社会教育法第三條には「國及公共団体は法律及他の法令の定めるところにより社会教育の奨励に必要な施設の設置及運営集會の開催資料の作製頒布その他の方法によりすべての國民があらゆる機會あらゆる場所を利用して自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とある。

これによつて社会教育に於ける官廳（地方公共団体を含む）の任務をあげれば次のようになるであらう。

第一、社会教育施設を設置、維持、経営して社会教育の行われるに適當した場を提供すること。
 第二、社会教育の指導者を養成して活動能力を賦與すること。
 第三、社会教育活動に関する指導資料を提供すること。
 本縣に於けるこれらの具体的な活動状況については、以下各項に於いて述べる。

二、成人教育

1 公民館

(一) 公民館の現況

(イ) 設置

終戦後の祖國再建運動の一環として、公民館の設置が提唱されてから、僅かに三年であるが、本縣の公民館設置も全國の進捗に同調し、次の様に漸増している。

| | |
|----------------|------|
| 昭和二十二年十二月末日 | 四四館 |
| 昭和二十三年十二月末日 | 八五館 |
| 昭和二十四年十二月二十日現在 | 一二二館 |

而して、その設置市町村数は一〇三で、未設置町村(一三六)に於いても、社会教育法公布を契機に、地域住民輿論の喚起につとめ、次第に設置氣運が醸成されつつあるから、茲数年を俟たずして全市町村に普く設置されるものと思わ

れる。

(四) 施設

公民館を建築別に見ると次の通りである。

| | |
|----|-----|
| 新築 | 二〇館 |
| 併設 | 六三〃 |
| 轉用 | 三九〃 |

設備は全般的に不振で、特に産業機具には見るべきものがない。文化教養具としての図書は、一般蔵書を備えているもの六五館、映写設備二五館、幻灯器二七館、映写機三館となつている。厚生娛樂具では、ラジオ受信機四六館、蓄音機三二館、他に樂器、茶、華道、シン等をも有するものが若干あり、産業具として精米、精麦、脱穀機を有するもの二館程度で、最もこの方面の設備に欠けている。今後はかかる物的設備にかなりの努力を傾注せねばならない。

(五) 職員

公民館活動を最も活潑に促進せしめるには、物的設備と相俟つて人的要素の導入が何より緊要である。而しながら本縣に於いては館長一名、書記一名のみが専任職員として専ら館活動に當つてゐるに過ぎない。他はいずれも兼務で、本務の餘暇を利用して館活動に携つてゐる現況である。即ち六割までが町村長の兼務で、他は学校長、教員、役場吏員、農業協同組合役員、その所在地区の機関、団体より選ばれた者が依嘱されてゐる。館活動を強力に進めるには、専任職員の設置こそ刻下の急務と謂わねばならない。而し市町村の経済的現情に於いては、その設置は容易の業ではない。ここに於いて國家は、学校教員の給與國庫負担の趣旨に則り、國庫負担地方職員として、速かにこれを市

町村に設置し、市町村を基盤とする組織的計画的な社会教育の推進に当ることが要望せられる。さきに社会教育連合会に於いて全国ブロック別の公民館長協議会を主催したが、その際何れの会場に於いても専任職員設置の熾烈な要請があり、全参加者の決議をもつて国会、大蔵大臣、文部大臣、安本長官へ夫々請願した次第である。

(二) 運営審議会

社会教育法に於いて、従来の運営委員会は運営審議会と改められ、市町村民の意思を代表し、最も民主的且自主的組織をもつようになり、館長の諮問にあずかり、各種事業実施一般について審議立案し、かつ献策すべき役割をもつているのであるが、その実際活動には、ややもすれば形式的会合に終り、その実も余り挙げがらず、員数は十人乃至二十人程度が最も多いが、選出方法にも遺憾の点が見うけられる。

(三) 経費

本縣公民館予算の概要を示せば次の通りである。

| (支 出) | | 総額に対する割合 | |
|-------|-----|-------------------------------|--|
| 人件費 | 二一% | (俸給、謝賞與金、手當、旅費) | |
| 事務費 | 八% | (消耗品、役務費) | |
| 備品費 | 三三% | (産業、教養、体育會、圖書、娛樂、教養、体育、産業その他) | |
| 事業費 | 三七% | (産業、授養、体育、會議、藝能、展覽、保險、生活その他) | |
| その他 | 二% | | |
| (收 入) | | | |
| 市町村費 | 五一% | | |
| 寄附金 | 二二% | | |

事業費
維持会その他

一五%
一二%

(購読料、入場料、使用料、講席料、その他)

右の中事業費に多く支出されるのは、当然であるが、その金額の多額にのぼるものは産業関係で、保健、生活改善方面についてはほとんど支出されていない。収入面で市町村費の多いのは公民館の設置主体から考えて適切であるが、今後は維持会又は後援会の組織をもつて、市町村費を出来るだけ軽減する様工夫を凝らさねばならないのではないかと思われる。

(三) 公民館の将来

(イ) 未設置町村の設置促進

縣内二三九ヶ市町村の中一三六ヶ市町村には未だ設置を見ないので、これが設置促進を図ることは、極めて緊要であるから、縣教育委員会に於いても、關係教育事務所と共に、設置の勸奨に努めるため、協議会の開催、資料の配布等を爲しつつある。尙既に周桑郡、越智郡、上浮穴郡、喜多郡、西宇和郡、東宇和郡に於いて協議会を開催し、社会教育法の趣旨、公民館設置の必要性につき、町村吏員、学校教職員、婦人団体、青年団体の関係者と協議を遂げたのであるが、なお他の郡市に於いても協議会を開催する予定である。

(ロ) 公民館の活動促進

公民館の活動を積極的に促進し、公民館が地方社会教育の中核体として名実共に貢献するよう一層の盡力を要望する爲、縣教育委員会に於いては、關係者の参集を求め、運営上の諸問題を研究協議する予定である。社会教育法公布によりその精神を具現し、館を單なる营造物としてのみ存することなく、一の事業主体として、町村の活動母体たら

しめ、町村民の要望にそう方途を講じ、土地の文化の綜合拠点としての物的、人的両面の機能を綜合調整し、各種団体、各種機関の全機能を最高限度に發揮せしめる地下水的作用をもち、更にそれが行政面に於いても増産、供出、納税、貯蓄、選挙、不良化防止等に反映し、顕著な実績を挙げるよう、町村民の便益に奉仕する活動こそ最も望ましい次第である。

(ハ) 財政的援助

公民館の何たるかを、縣下全住民が理解し、その協力を得るため、啓発することも大切であるが、既設公民館の活動を活潑ならしめるため、縣教育委員会に於いても統計その他調査資料、運営上の方針を準備し、近く配布する外、予算の範囲内に於いて補助を交付する予定である。尙明年度予算に於いても、定期講座、設備の補助、設置の奨励、優良公民館の表彰、実験公民館の設置、講師派遣等についての予算編成と、更に専任職員の設置補助を強力に要望し目下その通過を鶴首している次第である。

(ニ) 公民館の活動例

(イ) 越智郡乃万村公民館

村民は公民館に対し、何を望むか、この問題を集め、最も要望高きものを具体化している。右の調査の外、婦人生活調査によつて、家庭婦人の一日に於ける生活状況を調べる等凡て基本調査による事業を実施している。

(ロ) 温泉郡余土村公民館

施設として講堂、娯楽室、談話室、図書室、陳列室、舞台あり。産業部の年間作業表は、農家の閉繁時期を具体的に調査し、館の事業実施とマッチせしめている。

(イ) 西宇和郡真網代公民館

図書部の貸出、閲覧方法円滑にして、その利用多く蔵書設備等整備している。

産業部の試作農場三反部の経営は余り例を見ない。

(ロ) 喜多郡五城村松尾分館

産業機具として精米機を備へ、村民が自由に出入し、自由に操作して、かつての遠距離までの持運びの不便を解決している。

(ハ) 松山市垣生公民館

定期講座、その他の行事に晝夜を分たず利用され、特に公總會を中心に、地元町民の思想文化面に力をつくしている。

(四) 公民館一覽

(昭和二四・一二・末現在)

| 所 在 地 | 名 称 | 館 長 | 建 築 | 分館数 | 備 考 |
|----------|--------|-------|-----|-----|------|
| 一 温泉郡余土村 | 余土村公民館 | 森千枝松 | 併轉 | 三 | |
| 二 伊台村 | 伊台村 | 玉井千枝松 | 併轉 | | |
| 三 小野村 | 小野村 | 重信喬民 | 併轉 | 一八 | (独立) |
| 四 神和村 | 二神 | 村上文一 | 併轉 | | (独立) |
| 五 粟井村 | 客 | 河野文進 | 併轉 | | (独立) |
| 六 粟井村 | 久保 | 武智瀬次郎 | 併轉 | | (独立) |
| 七 五明村 | 五明村 | 橋本儀一郎 | 併轉 | 七 | (独立) |

(1) 分、映画、幻灯、其他資料に基く解説三〇分、討議三〇分の時限で構成せられた。

成人教育講座教科單元

民主主義

第一時限 民主主義の基本概念

民間弘報

第一時限

目ざめた選挙民

教育

第一時限

民主主義に於ける教育の目的

第二時限

新生日本の教育改革

第三時限

生涯続けなければならない教育

厚生

第一時限

民主主義に欠ぐことのできない社会保障制度

第二時限

日本に於ける主なる厚生事業（生活保護制度、社会保険制度）

法政

第一時限

新憲法の話

第二時限

國民と政治

第三時限

家族制度を廃止させた新民法の特徴

第四時限

個人の権利と家庭の尊厳を守る裁判制度と刑事訴訟

第五時限

吾々は如何にして政府の費用を支拂うか

(四) 成人教育講座概況

☆実 施 状 況 調 査 表 (昭二四・二〇・三一現在)

| 郡市別 | 講座数 | 報告なきもの | 十単元以下の施中のもの | 十単元以上の施中のもの | 全部終了のもの | 備考 |
|-----|-----|--------|-------------|-------------|---------|-----------------|
| 温 泉 | 二七 | 二 | 三 | 一四 | 八 | 報告の不浮の坂本、北吉井 |
| 越 智 | 三四 | 一五 | 二 | 一七 | 一 | 報告の不鈍川の波、殆んど島嶼部 |
| 周 桑 | 一六 | 二 | 三 | 一一 | 一 | 報告の不中川のは千足山、周布 |

- 第六時限 投票の権利と義務
- 経済労働
 - 第一時限 民主主義と労働組合
 - 第二時限 日本の労働立法
 - 第三時限 食糧の供出、買上げと配給
 - 第四時限 現存食糧及びその他の物資の民主的公正配給
- 公衆衛生
 - 第一時限 保健所について
 - 第二時限 健康を盗むもの、それは病氣である
 - 第三時限 家庭に於ける健康

中間報告書集計に依る

(二) 受講者概数 (昭三、四、五現在)
 市 計 数 一三五、三五〇名
 郡 計 数 三〇、五二五名

| 郡市別 | 実施した回数 | 全講座終了回数 | 全講座終了回数に対する実施比率 | 郡市別 | 実施した回数 | 全講座終了回数 | 全講座終了回数に対する実施比率 |
|-------|--------|---------|-----------------|-------|--------|---------|-----------------|
| 温 泉 | 三七四 | 五四〇 | 七、三、六% | 南 宇 和 | 一一三 | 一六〇 | 八、五、八% |
| 越 智 | 二四四 | 六八〇 | 三、六% | 郡 計 | 二、七〇七 | 四、六六〇 | 五、八% |
| 周 桑 | 一六〇 | 三二〇 | 五、二% | 松 山 | 一九一 | 二〇〇 | 九、五% |
| 新 居 | 九四 | 二二〇 | 四、二% | 今 治 | 七七 | 八〇 | 九、六% |
| 宇 摩 | 二五二 | 四二〇 | 六、四% | 宇 和 島 | 八〇 | 八〇 | 一〇〇% |
| 上 浮 | 一〇四 | 二二〇 | 四、七% | 八 幡 浜 | 八〇 | 八〇 | 一〇〇% |
| 伊 予 | 二四一 | 二八〇 | 八、六% | 西 條 | 七五 | 八〇 | 九、四% |
| 喜 多 | 三三三 | 五〇〇 | 七、一% | 新 居 浜 | 五二 | 六〇 | 八、六% |
| 西 和 | 一七二 | 三四〇 | 五、一% | 計 | 五五五 | 五八〇 | 九、六% |
| 東 和 | 二五七 | 四〇〇 | 六、四% | 総 計 | 三、二六二 | 五、二四〇 | 六、二% |
| 北 宇 和 | 三三三 | 五八〇 | 六、六% | | | | |

(一) 2 実施回数累計表 (昭三、四、五現在)

二〇日迄には全講座を終了の見込である。
 ☆講座の進捗について、實施不振のものは、町村指導者の熱意欠如によつておるが、實施については、農山漁村等僻地による文化程度の滲透速度とは全く関係なく、現に全講座を終了のものの中には文化程度の余り高くないと思われる町村が可成り含まれていることによつてこれを証明することができる。
 中間報告書の集計に依る

総計 一六五、八七五名

註 算定の基礎

① 郡計数の場合

中間報告書に依つてその最高六〇名、最低四〇名の一講座当り平均値をとり実施回数に乗じた。

② 市計数の場合

中間報告書に依つてその最高六五名、最低四五名の一講座当り平均値をとり実施回数に乗じた。

(e) 受講者性別調査

郡計の場合、男子六・二%、女子四・八%の割合、

市計の場合、男女略同数の比率では女子の教養意欲の昂揚を物語るものである。

(d) 受講者年齢別比率（推定に依る）

| 性別 | 年齢 | | | |
|----|-----------|------------|------------|-----------|
| | 二〇以下 | 二〇—三〇 | 三〇—四〇 | 四〇以上 |
| 女 | 一二% 八% | 四三% 三八% | 三八% 四三% | 七% 一一% |
| 男 | 一二% 八% | 四三% 三八% | 三八% 四三% | 七% 一一% |

(c) 受講者職種別比率（推定による）

農業 八〇%

労働者 一五%

商工業者 二%

その他 三%

(f) 経費状況

報告書提出八〇通（内三五通は中間報告による推定）に依つて見ると、宇和島市の一講座当り二万円が最高、温泉

郡三内村の二千四百円が最底であるが、一講座開設に要する推定経費は九千九百円と目され、一單元四百九十五円を必要とする。この経費の殆んどは、市町村費で賄われ、その支出の八二％は講師の謝金及旅費である。

(7) 講座に対する批評

イ 講師の選定については特に農山漁村地区では困難を感じた。然し引揚者等の中より適任者の発見等もあつた。実施に困難を生じた大きい理由が講師の選定にあつたことは事実で講座に対する効果が講師によつて左右せられてゐる。

ロ 経費を最少限度に喰止める努力とその捻出に苦慮してゐる。

ハ 講座が当初村民に周知されなかつたため、受講者数少く、又、運営に円滑を欠いたが、回を重ねるに従つて、次第にこの欠点を補うことができた。

ニ 時間的制約があつたため、幻灯、映画を用ゐるのに困難が多かつた。

ホ 女子を対象とする講座内容が欲しい。

ヘ 講座が一般に與えた影響

イ 民主主義を市町村民に消化させ、民主生活が國家再建に役立つ所以を理解せしめ、その親切な案内役をつとめた点に於て一般に有効適切な計画で特例はあるが、概して郡部は低調であつた。然し、これが刺戟となつて民主社会創造の氣運醸成に有効な企画であつたことは疑う余地がない。

ロ 講座終了後、自主的に講座計画を樹て更に継続しようとする氣運が強くなつてゐる。

(三) 社會學級

従来、母親学級という親しみ多い名称で行われていたものも社会学級の一種で、平易な実際の公民教育の講座が開設せられていたが、昭和二十二年より男女平等の立場にたつて、特に対象を女性に限定せず「両親学級」と改められ、更に一般成人を対象とする建前に進み、現在、「社会学級」の名称のもとに実施している。この施設は小学校、中学校にとどまらず公民館をも中心に、市町村、各団体が協力して区域内の一般成人に広く開放して多数の人々に教育の機会が與えられるようになった。

社会学級については、社会教育法の施行に伴う「学校施設の利用」として委嘱するものと各地で自主的に実施するものがあるが、何れも目的は同じである。昭和二十四年度においては愛媛民事部指導による成人講座としての「社会学級」の外に模範的なものとして、二〇学級を開設することとしたが、その他においても自主的な「社会学級」が実施せられている。当課で委嘱した「社会学級」の実施期は、さきに述べた成人講座の終了を待ち、本月下旬としたので実施内容に対する計画書は判然とできないが教科内容は凡そ次の通りである。

- (一) 新憲法精神の生活化
- (二) 國民生活と関係深い法令、制度の解明
- (三) 道義心の啓培
- (四) 社会及家庭の封建的慣習の打破改善
- (五) 經濟知識の解明
- (六) 民主的討議法の徹底
- (七) 家庭教育の振興

(ハ) 社会の純化健全化を期する純潔教育の普及
 (カ) 保健、衛生知識の普及と生活環境の改善
 (キ) レクリエーションの普及

なお、毎月二回乃至三回を開設し昭和二十五年三月末日までに十回以上開設の見込であるが、一回の講座は、講義、討議、レクリエーションを加味し凡ね二時間で最も効果的に実施されよう。

昭和二十四年度「社会学級」実施委嘱学校一覽 (二四、一一、二十、現在)

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 新居郡 | 角野小学校 | 西宇和郡 | 川之石小学校 |
| 宇摩郡 | 豊岡中学校 | 東宇和郡 | 下宇和中学校 |
| 周桑郡 | 丹原中学校 | 北宇和郡 | 近永小学校 |
| 越智郡 | 伊方小学校 | 南宇和郡 | 平城小学校 |
| 伊予郡 | 富田小学校 | 松山市 | 桑原小学校 |
| 温泉郡 | 上灘小学校 | 今治市 | 立花小学校 |
| 上浮穴郡 | 南吉井小学校 | 西條市 | 神戸小学校 |
| 喜多郡 | 小田町小学校 | 新居浜市 | 北戸小学校 |
| | 久万小学校 | 八幡浜市 | 神山小学校 |
| | 新谷中学校 | 宇和島 | 小池小学校 |

(三) 国民科学講座

科学の振興は文化國家建設の基盤となるものであり、合理的、実証的見地から国民生活の上に活用せられる機会が作られなければならない。従つて本縣に於ては、社会教育の立場から、科学教育の研究と指導を図るため教職員を対象と

した「科学教育講座」社会人に科学知識を普及する「科学一般講座」の二講座を開設した。
 本講座は、従前、学校教育課の主管に属していたが国民科学振興の見地に立つて、本年度より社会教育課で実施することとなったものである。

国民科学講座状況 (昭四、三、二〇現在)

| | |
|-----|-------------------|
| 講座名 | 国民生活科学講座 (科学教育講座) |
| 開催地 | 新居浜市庄内 |
| 会場 | 愛媛大学工学部 |

講座の内容 国民生活に関係深い科学上の諸問題を選びその基礎的理論を説明し実験實習に大部分の時間を割いてその知識を確実なものとする。

| 会期 | 講義題目 | 実験實習 | 時間 |
|--------------------------|-----------|--|----|
| 自昭二四、一二、二五 至昭二四、一二、二九 | 日常生活と合金 | 一 鋼の焼入 一 軽金属、銅合金の種々なる組織、腐蝕の測定 一 鑄造作業 | 三〇 |
| 自昭二五、一、四 | 食品の定量化分析学 | 熱量、水分、灰分、含水炭素、蛋白質脂肪等 | 六 |
| | 微生物應用培養学 | 甘酒、飴、酒、パン、酢、アルコール附メチールアルコールの鑑別 | 六 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|----------------|--|---------------------|------------------------|-------------|---------------------|----------------------|------------------|----------|--------------------|
| 講 座 内 容 | 開 催 地 | 講 座 名 | 備 考 | 受 講 者 | 本講座の成果拡充につ いてとられる措置 | 昭二五、一、一五 | 昭二五、一、一四 | 昭二五、一、一八 | 昭二五、一、一五 | 昭二五、一、一四 | 昭二五、一、一八 |
| | | | | | | 見 | 計器と生活 | 有機合成化学 甘味剤、香料、除草剤 | 高分子化学 合成樹脂と塗料 | 栄養化学 | 温度光度計測類 各種電気計測類 |
| 生活環境に於て解決すべき緊急諸問題の所在を把握せしめ、この鮮明に必要な科学知識を普及する | 南宇和郡 実験實習関係で施設地を二、三移動して開設する | 漁村科学講座（科学一般講座） | 聴講料無料 本講座開設に要する経費、文部省補助金を含み 二五、〇〇〇円 | 教員四〇名、他に一般成人に対しても開設 | | 研究グループを組織する | 愛媛大学科学教育研究室外新居浜市内工場 | | | | |

④ 労働文化講座

社会教育の分野に於ける労働者教育は、労働組合、労働諸法令等に関する教育と一應区分し労働者の一般的教養の向上を目的とする教育、即ち労働者のための公民教育、技術教育、情操教育で「労働文化講座」として取扱われるが、特に運営の点で労働組合の持つ組合組織の教育意欲が、健全隠当に行われる必要があるので、県労政課、地方労働委員会、地区

| 会期 | 講義題目 | 実験實習 | 時間 |
|------------|---|----------------|--------------------------|
| 自昭二四、一二、二五 | 航海術 トロール漁業及海上衝突予防規則 | 航海運用 | 三日間延 二〇 |
| 至昭二五、一、一〇 | 海洋氣象 | 氣象測定 | 一日 六 |
| 自昭二五、一、一〇 | 養殖一般 | 養殖實習 | 三日間延 一八 |
| 至昭二五、一、一〇 | 水産加工 発動機構造 水産一般法規、時事 | 罾処理 故障発見と修理 | 二日間 一四 二日間 一八 一日 八 |
| 備考 | 本講座の成果拡充についてとられる措置 研究グループを組織する 海岸各町村 十五名宛六十名 聴講料無料 本講座開設に要する経費文部省補助金を含み 四〇、〇〇〇円 | | |

労働組合、経営者団体等と密接な連絡のもとに計画されている。従つてこの「労働文化講座」の開設について、方法、科目、内容が労働者の意欲や希望を反映するよう実施されることはいうまでもない。本年度に於ても、従前の例に依り、県労政課と協力し、地方労働委員会が企画する「冬期労働大学」の日程中に、この「文化講座」を織り込み、レクリエーションとして映画鑑賞と、その指導を主に実施する。その開設地は次の通りである。

昭和二十四年度「労働文化講座」開講一覽

| 地区 | 日 時 | 科 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|---------|----------|-------------|-----------|
| 松山 | 昭二五、一月中 | レクリエーション | 映画「不死身の魔王」外 | 映画鑑賞の仕方指導 |
| 今治 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 八幡浜 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

(五) ユネスコ運動促進の状況

(1) ユネスコ運動の意義

ユネスコ(UNESCO)とは国際連合教育科学文化機関の略で、いわゆる国際平和と国際安全保障を目的とする国際連合の機構の一つである。

パリーの本部には総会、理事会、事務局の三つがあり、年一回総会を開いている。現在日本はメンバーではないが第三回の総会の結果ドイツと共にユネスコ活動を及ぼすべきだという結論に達している。

ユネスコ憲章の全文には「戦争は人間の心の中からはじまるものであるから、しつかりと平和を守るためには、まず

人間の心の中に平和がうちたてられなければならない」とあるが、ユネスコ運動を促進することはとりもなおさず平和を愛好し、人類の幸福を築きあげることには外ならない。したがって本運動は成人教育の分野として広く一般の人々に及び、教育、科学、文化を通じて日常生活の具現につとめることが必要である。

(2) 日本におけるユネスコへの協力

ペイルトでの総会で六項目が可決され、総司令部に努力してその計画を実施するようユネスコ委員長に指示しているが、総司令部は日本人の再教育にあたり、ユネスコの協力を占領目的に合致するよう活用することに同意している。計画は次の六項目である。

イ、ユネスコの文書出版物その他の資料を日本の関係団体、とくに教育団体に配布し、ユネスコ組織の自由と成果を普及すること。

ロ、日本と諸外国との出版物、科学的、教育的、文化的事業ならびに、ユネスコの目的推進に寄與する情報の交換をはかる。

ハ、日本の教科書問題の研究。

ニ、ユネスコの目的にしたがい、日本と諸外国間に人事の交流を検討する。

ホ、日本の社会学者の研究を奨励する。

ヘ、ユネスコ以外の技術的諸会議に出席する日本の代表を選任する。

(3) ユネスコ協力会の結成の状況

本縣においても本運動の趣旨の普及とこれが理解に資するため昭和二十三年二月当時の外務省情報部蓮見文化課長を迎

え松山市で、次いで本年九月ユネスコ駐日代表李熙謀博士を迎え松山、今治においてそれぞれ講演会ならびに座談会を開催している。

現在地方におけるユネスコ推進の母体ともいべきユネスコ協力は次の三つである。(昭和四、九現在)

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 代 | 表 | 者 | 創 | 立 | 年 | 月 | 日 | 会 | 員 | 数 |
|-------------|---|----------------|---|-------|-----------|-----------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 松山ユネスコ協 | 力 | 松山市一番町 | | 久松定武郎 | 久松定武 | 昭和三三、九、二二 | 一〇三 | | | | | | | | |
| 今治ユネスコ協 | 力 | 今治市元町四國瓦斯株式会社内 | | 滝 勇 | 昭和三三、四、一六 | 六五〇 | | | | | | | | | |
| 今治ユネスコ学生クラブ | | 全 | 右 | 赤手二郎 | 昭和三四、七、一六 | 一九五 | | | | | | | | | |

しかしその後ユネスコの運動は次第に理解せられて協力會結成の氣運は次第に高まり、宇和島市、宇和町、新居浜市にも近く生まれようとし、やがて日本ユネスコ協力會連盟とのつながりをつける意味において縣の協力會連盟が充足するものも遠くはないであろう。

(4) 『國民の祝日』と成人教育

新しい祝日のいちばん意義のあるところはこれを國民が定めたということである。しかるに社會生活の余りにも大きな変動によつてこれまで國民は「祝日」を祝日たらしめる余裕さえももたなかつた。しかし平和への曙光と經濟生活の安定に伴つて「祝日」の意義が次第に理解せられるようになった。

教育の立場からはこの「國民の祝日」を社會生活の向上とより豊かな生活を築きあげるための機會として地方の行事と連絡し成人教育に資するようつとめて來た。

参考のため「國民の祝日に関する法律」を掲げることとする。

國民の祝日に関する法律

(法律第七十八号 昭和二二、七、二〇公布)

第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社會、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條 「國民の祝日」を次のように定める。

元 日 一月 一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月 十五日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

春分の日 春 分 日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日 四月 二十九日 天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日 五月 三日 日本國憲法の施行を記念し、國の成長を期する。

こどもの日 五月 五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日 秋 分 日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

文化の日 十一月 三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤勞感謝の日 十一月 二十三日 勤勞をたつとび、生産を祝ひ、國民たがいに感謝しあう。

第三條 「國民の祝日」は休日とする。

附則 1 この法律は、公布の日からこれを施行する。
2 昭和二年勅令第二十五号はこれを廢止する。

三、青少年教育

(一) 地域青年團の概況

① 青年團の動き

戦後四ヶ年の間に数多くの青少年団体運動がある中でもっとも活潑な活動をなしつつあるものは地域青年團である。結成のはじめにあつては、その目的も性格もあまり明瞭でなく、唯若い力を結集して新日本を建設するという、やみがたい戦後の空虚を埋めようとする青年の熱情で結成されたものが大部分であつた。

しかし幹部青年達の熱意によつて、地域青年團のあり方についても定見がうまれ、昭和二十年、二十一年には戦災都市の一部を除いては一應單位團の結成は終り都市の連合体も結成され、昭和二十二年十月四日には縣連合青年團が結成されここに形の上での地域青年團の組織は出来上つた。

さてこれ等地域青年團が實施した事業を省みると、縣下一円流行的に實施された素人演劇會にはじまつて現在では文化運動としての健全な方向えとの努力がしだいにうかがわれ、又スポーツの會が各地に開かれるようになった。

この間供米運動や蔬菜類の供出運動も行われ、社會奉仕としての引揚者、戦災者の援護「まごころ運動」が縣下一円に展開され、又公民教育としての新憲法を中心とした諸講座も行われ、数回の選挙には自主性の確立に努力するは勿論、正しい選挙を實施するべく啓蒙運動の中心となつて活動した。

又社會人としての教育を身につげるための読書會や文化的趣味のグループも組織され、成人式等の意義ある行事も行わ

れ、機関雑誌や團報も発行され、又集團思考としての討論會も行われ、産業方面では農業講座の開設や一人研究も盛んになり、郷土産業の振興に漸次努力しつつある。其の後急激なる社會の変動や、思想の対立、民主化の徹底につれ、青年團の各分野にわたつて反省の色が現われ始め、團運営の根本問題への鋭き追究となつたが、この傾向は昭和二十三年の半ば頃にはその頂点に達したかの感があり、しかもこれは全國的な現象であると思われる。

そこで文部省、縣に於いては、この局面打開のため講習會を開き、戦後の青少年運動の一大轉期をはかつたのである。その後この受講青年達が中心となり、又民事部の後援によつて各郡市別の講習會を実施するに至り、青少年團体の性格につき徹底せる研究の機會を與えつつある。

かくて新しい青年団体はこの愛媛の地を基盤として、青年自体により、明るい郷土、明るい日本の再建に寄與すべくつとめている現状である。

② 青年團運動の目的

- 一、個人の修養、團員の人格の向上をはかること。
- 二、レクリエーションの知識と技術とを習得し、これを實際に行うこと。
- 三、社會奉仕をなし、郷土の建設、國の建設を図る。

③ 組織と構成

團員はその市町村在住の義務教育終了者にして、大体二十五才未満の男女青年をもつて構成する。

男女が合同して一團を構成し自由に入退團が出来ることになつてゐるが、中には二、三男女が別々になつて團を結成しているものもある。

役員には團長、副團長、書記、會計等があり、又委員制度（部制度）を採用し、総務、文化、産業、体育、レクリエーション、社會、家政等があり、委員長（各部長）があり、又支部を代表する支部長、代議員等の役目が設けられている。

④ 團体及び團員数

縣には連合体が一、郡市連合体が五市十一郡あり、單位團数は三〇五、支部（部落、班、組）は一五一二ある。團員数は八〇、一九九人（男子四八、五八四人、女子三一、六一五人）

⑤ 主なる事業

事業は各部毎にそれぞれ種々の行事を行っているが、最もよく行われているものは次のようなものである。

文化部……講習會、討論會、座談會、読書會、演藝會、展覽會、辯論會、レコード・コンサート、機關雜誌發行等。

産業部……農作物品評會、農事講習、見學、一人研究等。

体育部……陸上競技大會、野球大會、卓球大會、ハイキング、登山等。

社會部……社會奉仕、共同募金、道路修理、警備、供米協力等。

家政部……家事講習會、料理講習會、洋裁、生花等。

⑥ 経費

會員負担……年額平均約二二〇円位（二十四年度）

事業収入……山仕事、道路修繕報酬、映画會、演藝會等。

寄附金……輕少。

⑦ 青少年團育成の目標

青少年團の育成や運営は自主的でなければならぬ。最近青少年團が行きつまずりつつあり、特に連合体の運営は殆んど停止しているという状況であるが、其の理由としては團員に熱意がなくて會合をしても集まりが悪く、事業をしても思うようにいかないとか、幹部の時間的浪費と職場とが両立しないとか、財政的に運営困難な点などがあげられる。これらの理由のほかには、青少年團の目的や活動内容が明確にせられ、團員全部が團の活動に積極的に参加でき、團員全部に意見を發表する機会を與え、地方の實情に即應した事業を行い、全部が團のことに責任をもつような運営方法が考えられるべきであろう。其のほか團員の年令の問題、指導者養成の問題、プログラムの問題など研究すべきものが多いが、指導者養成、プログラムなどについては今後重点的に取扱わねばならないと思う。

⑧ 青年團體一覽表 (昭和二四、二二、末現在)

| 連合團體名 | 團長名 | 連絡先 | 單位數 | 團員數 | 男女 |
|--------------------|------|-----------------|-----|-------|-------|
| 松山市連合青年團 | 井上武 | 松山市役所教育課氣付 | 一三 | 二、九六四 | 一、八六〇 |
| 今治市 | 輪田進 | 今治市役所 | 四 | 四八二 | 二二〇 |
| 八幡浜市 | 泉清勝 | 八幡浜市役所 | 四 | 一、六七四 | 九二〇 |
| 西條市青年團體協議會 | 坪井利一 | 西條市役所 | 七 | 一、二〇四 | 七三三 |
| 新居浜市連合青年團 | 神野登 | 新居浜市役所 | 一四 | 九二五 | 五五七 |
| 宇和島市 (九月二十五日解散) | | 宇和島市役所 社會教育課 | 一五 | 一、〇八二 | 四六四 |
| | | | | 三五 | 三九五 |

していただのであるが、最近では組合運動の轉換とともに、中には解散したものも多いが、現在では組合青年部でなく職域の青年クラブ的存在として二十余りあり、主に教養面、レクリエーションを中心として動きつつある。

(三) 宗教を中心としているもの

① Y M C A

キリスト教を中心とした男女青年の団体で松山に一隊あり、主に青年の教養、又は奉仕面に活躍しつつあり、今後は今治市、宇和島市へと発展しようとしている。

② 各宗派を中心とした青年部

佛教青年部、黒住青年部、金光教青年部、生長の家青年部、等各教を中心として修養及び奉仕に努力しつつある。

(四) 少年団体の概況

① ボーイスカウト

国際的な青少年運動の一として戦後G・H・Qの許可により再興されたボーイスカウトは日本連盟、縣連盟というように全国的な組織を持ち、その公認には種々の条件を備えなければならない。

隊員は満十二才より十八才までの男子。隊長は満二十一才以上の男子である。尙ボーイスカウトには三つの「ちか」と十二の「おきて」及び一つの標語を持ち、これを中心として結成されている。

縣に於いては経験ある指導者を中心に、ボーイスカウト研究会を結成し、ボーイスカウト運動の再建を計り、現在までに一回の隊長實習所、七回の指導者講習會を開催し、これが啓蒙と指導者の養成に努めつつあるが、現在の状況は

次の通りである。

イ、指導者として資格を持つ者。約二〇〇名

ロ、現在ボーイスカウトとして日本連盟に正式登録を了したもの。七隊

③ ガールスカウト

ガールスカウトは同じ位の年令の少女達が、少人数のグループ活動を通じて、立派な品性をそなえ、将来社会の役に立つ聡明な公民となるように、高い理想とかたい信念を持ち、国際間の理解と親善を深める事を目的としている少女のグループの活動である。

縣に於いては、四國民事部の指導により模範的なガールスカウトの育成を計り、松山市番町小学校に一隊結成されて数名の指導者が養成されつつある。そのほかにガールスカウト的活動をしているものが二隊あり、今後ボーイスカウト運動と同様ようやく活潑化しようとしている。

⑤ 4 H クラブ

4 H クラブは農村の十才より二十才までの青年男女により組織されている団体で、農業改良員の直接指導管理下に組織運営されている。

4 H の名称は、英語の Head (頭) Heart (心) Hand (手) Health (健康) の各々の頭文字をとつたものであり、この意味における農村青年男女の訓練を表わしているが、これを 4 H クラブのプログラマの中に包含し、プログラムを通じてこれらの訓練が自ら行われるようになっていく。

縣において現在七隊あるが、このほかに農業改良とマッチして今後の運営が期待されている。

四、婦人教育

1 婦人団体の動き

(1) 婦人団体の自覚

本縣の婦人団体は漸次民主団体として自主的に動く傾向が強くなり、自ら會の計画を立てて實行するとゆう自覚的な方向に向いて來ている。問題を見つけて団体の力によつて解決しようとし、更に關係の行政機關に働きかけるなど力強い歩みとなりつつある。しかし役員や幹部にのみ依存し、又役員や幹部のみが活躍して會員と遊離し、又過去の封建的な婦人會に対しての反感がぬけ切らず、新しい団体に切りかえられたその動きに目をとじている婦人達の間は婦人団体としての十分な働きは出來ないのであるからその意味で更に組織に、運営に技術的な研究を怠つてはならない。

(2) 婦人団体の活動状況

各郡市婦人団体の活動状況について見ると松山市においては地域婦人団体の外に眞にグループ的な同じ目的のもとに集まつた婦人団体が数個結成されており地域婦人団体と共にそれぞれよい會合をもつている。その主な団体をあげると、

- ★ 婦人ロータリー 文化方面に力を入れている。
- ★ 大学婦人協會 ユネスコ運動、ガールスカウト運動と國際的な教育面に力をつくしている。
- ★ 愛育會 乳養兒の保護に努力している。
- ★ 愛媛民主婦人同盟 未亡人、引揚者の援護に力をかたむけている。

十月宇摩郡婦人會活動狀況

| 月日 | 行事名 | 人数 | 婦人會名 |
|-----------|-------------------------|------|--------|
| 十月十九日 | 小学校運動會參加当日敬老會 | 四〇名 | 二名村婦人會 |
| 十月十四日 | 共同募金 | 一二名 | 金生村婦人會 |
| 十月二十二日 | パンと甘酒速成作り方講習 | 一五〇名 | 〃 |
| 十月二日 | 染物講習會 | 七五名 | 上分村婦人會 |
| 十月六日 | 講演會「日本社會事業の概要」講師 篠原源太郎氏 | | 妻島村婦人會 |
| 十月十一日 | 運動會、当日共同募金及敬老會 | | 〃 |
| 十月二十日 | 講座「農村の重な病氣及予防について」 | | 〃 |
| 十月二日 | 運動會、当日共同募金 | 五六名 | 三島村婦人會 |
| 十月二十一日、二日 | 秋祭 街頭募金 | 一二〇名 | 〃 |

★友の會 個々の會員の科学的な生活改善に研究をすすめている。

★基督教婦人會 宗教面に全力をつくしている。

★千友會 お茶人の民主的な集まりをもとうと努力している。

★主婦の會 物價安定に力をつくしている。

★緑ヶ丘婦人クラブ 事業部の活躍により會員の生活費を少しでも節約しようと思命になつている。

等があつてそれぞれ特色のある働きを続けている。以上はその一例であるが各郡市においても各種の婦人團體がそれぞれの立場から活動していることは心強い限りである。試みに宇摩郡の活動狀況を挙げてみると次の表の如くである。

十月分實施事項概評

◎運動會參加たのしい一日が多かつた。

| | | | |
|----------|--------------------------|-------|---------|
| 三十日 | 共同募金素人演藝會 | 七〇名 | 三島村婦人会 |
| 十五日 | 結婚改善實施委員會 | 三〇名 | 〃 |
| 十二日 | 講演會「民主主義について」 | 三五名 | 寒川村婦人会 |
| 十六日 | 共同募金 | 一〇名 | 〃 |
| 〃 | 小中学校運動會に於いてバザー利益金を共同募金とす | | 豊岡村婦人会 |
| 八日 | 榮養料理講習會 | 五五名 | 小富士村婦人会 |
| 十四日 | 映画の夕（眞實の力） | 一〇〇〇名 | 〃 |
| 〃 | 結婚改善協議會 | 三二名 | 燕崎村婦人会 |
| 四日 | 小学校落成準備に協力 | 四五名 | 〃 |
| 八日 | 小学校運動會參加 | 六〇名 | 〃 |
| 十六日 | 秋祭利用共同募金 | | 〃 |
| 二十四、五、六日 | 小学校運動會參加 | 一〇二名 | 天満村婦人会 |
| 十六日 | 調整法講習會 | 三一名 | 〃 |
| 二十三日 | 敬老會 | 五〇〇名 | 土居村婦人会 |
| 二日 | 小中学校運動會參加共同募金協加 | 三〇〇名 | 〃 |
| 十六日 | カマド改善講習會 | 五〇名 | 〃 |
| 十一日 | 小中学校運動會參加 | 一〇〇名 | 関川村婦人会 |
| 十六日 | | | 〃 |

報告提出十三ヶ団体

◎共同募金に協力多大の實績をあげた。
◎實際生活に即した講習会がふえて来た。

2 婦人教育指導計劃と其の實施狀況

本年度に於ける婦人教育は主として民主團體としての婦人團體育成に主力を注いで来た。その他に家庭生活の合理化、婦人の政治教育の向上等、全面的に指導者の養成をはかり、更に各種の調査パンフレットの発行等、廣く參考資料を提供し全婦人の教育につとめることを目的として諸般の計画を立案實施して来た。その大要を記してみると、
(一) 婦人團體育成研究協議会の開催

計画

縣下十二ヶ所に渡り、一、二、三、回にわたつて巡回研究協議会を各二日間宛開催した。そして一般會員への普及用として民事部指導パンフレット

- A 定例会議模範 二、〇〇〇部
- B 全 改訂版 一、〇〇〇部
- C 特別委員會 各 一、〇〇〇部
- 接待委員會
- 推薦委員會

あて印刷各郡市民主團體へ配布している。

(二) 政治教育指導者講習会

計画

縣下四ヶ所に分けて各一回開催

講師 三名

開催地は

宇和島市(商工会議所参集者

三六〇名)

の二ヶ所で実施した。

松山市(児童会館

二二〇名)

(三) 婦人政治教育委員連絡協議会

計画

三回の連絡会を開催する。

婦人団体育成研究協議会を予定以外に行つた爲おくれ二月中旬に行うことになつてゐる。

各郡市婦人団体に於いて政治教育委員を選出し、それ等の人々による連絡協議会によつて、政治教育の方向を決定

し、婦人の政治的な教育を深めることを目的として計画され実施されるものである。

(四) 台所改善指導講習会

計画

専門家により縣下三ヶ所二日間開催する。

生活改善の一環として本年度婦人に最も関係の深い台所改善を如何にするか、台所の整理整頓による合理的な使用の面及び新らしく設置する場合の理想的な台所の設計案、又今あるものを如何に修繕改善すれば、より効果があるか等について、縣下三ヶ所、三月上旬から中旬にかけて講習会を開催する予定である。

(四) 婦人団体實態調査

一月から二月にかけて各町村婦人団体、その他の婦人団体、婦人クラブ等各種の婦人団体について基礎的な調査を行う。

(六) 其の他

婦人団体による自主的な生活改善運動としての結婚改善に対し社会教育課、公聴課においても極力應援している。

3 婦人団体結成状況一覽表 (昭和二四・九・現在)

(一) 地域婦人団体

(イ) 縣連合婦人会

- 一、会長 則内うら 温泉郡粟井村 会長宅
- 二、事務所
- 三、会員数 一五五、二六七名
- 四、性 格

◎連合体であるが現在は連絡協議会として働いている。
◎町村及び部落婦人会の民主化に努力している。

(四) 町村及び郡市連合体一覽

- 一、町村婦人会 二七一団体
- 二、連合婦人会 一七団体
- 三、会員数 一五五二六七名

| 郡市名 | 町 村 数 | 婦 人 会 数 | 連 合 体 数 | 連 合 会 長 名 | 事 務 所 | 会 員 数 |
|---------|-------------|------------------|------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| 温 泉 郡 | 二 | 二 | — | 竹田シズヨ | 温泉郡余土村 | 一二、九三七 |
| 越 智 郡 | 三 | 三 | — | 山本上 | 越智郡清水村 | 一九、八五三 |
| 周 桑 郡 | 一 | 一 | — | 神野久子 | 周桑郡小松町 | 八、六三〇 |
| 新 居 郡 | 一 | 一 | — | 山内榮子 | 新局郡中萩町二 | 四、九〇七 |
| 宇 摩 郡 | 一 | 一 | — | 高平原アサ | 宇摩郡川之江町 | 七、三八〇 |
| 上 浮 穴 郡 | 一 | 一 | — | 上沖幸喜 | 上浮穴郡久万町 | 四、九三四 |
| 伊 予 郡 | 一 | 一 | — | 石田カメコ | 伊予郡郡中公民館 | 一、七三七 |
| 喜 多 郡 | 二 | 二 | — | 綾井章江 | 喜多郡大洲町 | 一、三〇一 |
| 西 宇 和 郡 | 一 | 一 | — | 赤松英於 | 西宇和郡宮内村 | 一、八三二 |
| 東 宇 和 郡 | 一 | 一 | — | 長尾操 | 東宇和郡宇和町村会 | 八、九八六 |
| 北 宇 和 郡 | 二 | 二 | — | 戸田文子 | 北宇和郡吉田町 | 一、六七五〇 |
| 南 宇 和 郡 | 二 | 二 | — | 今西サイ | 南宇和郡東外河村 | 六、七八四 |
| 松 山 郡 | 一 | 一 | — | 野田ツネ | 松山市役所教育課氣付 | 七、八六二 |
| 今 治 市 | 七 | 七 | — | 越野ツネ | 今治市北新町 | 一、六九〇 |

| 郡市名 | 会名 | 会長名 | 事務所 | 会員数 |
|--------|------------|-------|--------------|-------|
| 松山市 | 大学婦人協会愛媛支部 | 坂本よし子 | 松山市南町 平田方 | 五〇 |
| 〃 | 愛媛婦人ロータリー | 二宮徹 | 〃 千舟町 梶原方 | 三〇 |
| 〃 | 松山主婦の会 | 船田操 | 〃 新玉町 船田方 | 三、八〇〇 |
| 〃 | 愛育会 | 〃 | 〃 | 三〇 |
| 〃 | えひめ婦人民主同盟 | 杉村絹子 | 〃 道後岩崎町 杉村方 | 一五〇 |
| 〃 | 緑ヶ丘婦人クラブ | 藤井アヤメ | 〃 常信寺町 藤井方 | 五九 |
| 松山友の会 | 阿部静子 | 阿部方 | 〃 南柳井町 阿部方 | 六〇 |
| 千水友の会 | 福田ト | 福田方 | 〃 中一万町 福田方 | 二〇 |
| 清水博愛会 | 松本イ | 杉本方 | 〃 御幸町 杉本方 | 二一 |
| 今治市 | 今治婦人ロータリー | 杉本久子 | 今治市役所社会課白石氣付 | 三〇 |
| 西條市 | 西條友の会 | 仁反田久操 | 西條市 | 不明 |
| 喜多郡大洲町 | 新女性会 | 橋本キミ子 | 喜多郡大洲町 橋本方 | 四〇 |

(ハ) 文化婦人団体

十五団体

四九二名

| | | | |
|------|---------------|------|----------|
| 宇和島市 | 宇和島市恵美須町 | 増田方 | 一〇、九六七 |
| 新居浜市 | 新居浜市役所社会教育課氣付 | 丹節乃方 | 二、九八七 |
| 西條市 | 西條市大町 | 〃 | 三、六一八 |
| 八幡浜市 | 八幡浜市教育課氣付 | 〃 | 〃 |
| 合計 | | | 計一五五、二六七 |

(一) 宗教婦人団体 二団体 一六〇名

| | | | | |
|------|--------|-------|--------------|-------|
| 宇和島市 | 済美婦人会 | 田中ナミ | 宇和島市丸徳済美保育園 | 六〇〇 |
| 八幡浜市 | 八幡浜友の会 | 宮田良子 | 八幡浜市廣瀬町 | 不明 |
| 合計 | みどり会 | 吉積タダ子 | 八幡浜市浜之町八〇吉積方 | 二一 |
| | 十五 | | | 四、九一一 |

(二) 職域婦人団体 (労組婦人部を除く) 一五〇〇名

| | | | | | |
|-----|----------|--------|--------|-----|-----|
| 松山市 | 基督教連合婦人会 | 野本千代 | 松山市喜與町 | 野本方 | 一一〇 |
| 〃 | 太山寺佛教婦人会 | 雅久森コイチ | 〃太山寺町 | 太山寺 | 四〇 |

(三) 婦人団体総計 二八九団体 一六、一、八三八名

| 郡市名 | 会名 | 会長名 | 事務所 | 会員数 |
|-----|--------------|-------|----------|-------|
| 松山市 | 日本産婆看護婦保健婦協会 | 西岡ヨシ子 | 愛媛縣廳内医務課 | 一、五〇〇 |

赤十字奉仕團 各郡市町村青年團、婦人団体を以て構成
 現在 六三団体 一八、四六五名
 婦人更生会 各郡市町村の生活困窮未亡人を主として結成せられる。
 現在 一八五団体 一五、六六七名

五、P・T・A

(1) P・T・Aの動き

(一) P・T・Aは大体ここ、二三年の間に結成された所が多く、創立日尙浅いためと、各郡市共に戦災地の学校建築又は新制中学の建築のため、いきおいP・T・Aも、主として、学校建築の経済的援助に、重点を置いた観があり、その他の学校においても、施設の援助にP・T・Aの力を向けた所が多く、P・T・A本来の活動は、充分に行われなかつた点が多い。

併し、一方民主団体として自主的に、種々の組織を立て、自ら運営している団体も多く、それらは、学校と家庭が一つになつて、児童福祉のために、貢献している。

尙二年余の経験は、横の連絡を必要とし、次第に、連絡機関としての連合体が結成せられ、現在では、六市九郡にわたつて連合体の結成をみており、更に進んで縣連合体の結成を見んとしている状態である。

(二) 単位P・T・A及び郡市連合P・T・Aについて
比較的活躍せるP・T・Aとしては

- | | | |
|------|------------|------------|
| 南宇和郡 | 家申小学校P・T・A | 中浦中学校P・T・A |
| 北宇和郡 | 近永小学校 | |
| 東宇和郡 | 野村小学校 | 土居小学校 |

| | | |
|------|----------|-------|
| 西宇和郡 | 宇和町小学校 | P・T・A |
| | 川之石小学校 | 〃 |
| | 二木生小学校 | 〃 |
| 喜多郡 | 新谷小学校 | 〃 |
| 伊予郡 | 郡中小学校 | 〃 |
| | 北伊予小学校 | 〃 |
| 温泉郡 | 高縄中学校 | 〃 |
| | 坂本中学校 | 〃 |
| 越智郡 | 日高中学校 | 〃 |
| 上浮穴郡 | 参川小学校 | 〃 |
| 周桑郡 | 国安中学校 | 〃 |
| 新居郡 | 泉川小学校 | 〃 |
| 宇摩郡 | 三島小学校 | 〃 |
| 松山市 | 松山東高等学校 | 〃 |
| | 八坂小学校 | 〃 |
| 八幡浜市 | 愛宕中学校 | 〃 |
| 宇和島市 | 和露小学校 | 〃 |
| 今治市 | 今治小学校 | 〃 |
| 新居浜市 | 新居浜西高等学校 | 〃 |
| | 日土小学校 | P・T・A |
| | 大瀬小学校 | 〃 |
| | 下灘小学校 | 〃 |
| | 河野、雲井小学校 | 〃 |
| | 波止浜小学校 | 〃 |
| | 城 東中学 | 〃 |
| | 济美 高校 | 〃 |
| | 别宮小学校 | 〃 |

をあげることができるが、これらの活動については、愛媛県社会教育叢書、「新しいP・T・Aのために」の中に詳述さ

れている。

しかし其の後に躍進しているものも少なくないと思われる。郡市連合体の組織は、最近結成されたところが多く、その活動について見るべきものは余りないが、新居浜市P・T・A連合会では、新居浜市小中学校再編成という大きい仕事を受け持ち、専門委員を委嘱して研究し、理想案を作成してこれが実施にあたるなど、市内全体の各小中学校の再編成（校区変更）という大仕事に対して、各関係機関との接衝その他、地元との交渉等、寧日活躍している。

(2) 本縣に於けるP・T・A指導計画とその実施状況

(一) P・T・A運営協議会

計画 縣下十二会場に於いて実施した。婦人団体と、タイアップして、縣下十二ヶ所に「研究協議会」を開催した。その狙いは

- 1 P・T・Aの趣旨、本質の理解徹底
- 2 民主団体の運営技術
- 3 良き運営団体の紹介
- 4 よりよき団体運営のための資料提供
- 5 難問題の解決的助言

などについて啓蒙して来たのである。又本年度は二回にわたつて、この運営協議会を持った。

(二)

「研究協議会」についての感想

- 1 「研究協議会」は左記の十二ヶ所で行われ、縣下、十八郡市の多数の参加者を得て、盛大に行われた。
松山市温泉郡、上浮穴郡、伊予郡、宇摩郡、東宇和郡、新居浜市、新居郡、八幡浜市、西宇和郡、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡、今治市、越智郡、西條市、周桑郡
- 2 参加者は、大変熱心で、昨年度に比し、一段、進歩した会であつたが、中でも喜多、宇摩、東宇和、西宇和、宇和島の郡市は、特に立派であつた。
- 3 パネルの討論技術は追々向上して來た。今回は、特にそ土地の人々に、その地域の実情から生まれた議題を選んで貰つて討議し成功した。

(3) P.T.A 結成状況

(一)

P.T.A 連合会結成

六市、九郡は、連合会を結成完了した。新居郡、宇摩郡、東宇和郡も、近日結成の見込みである。

| 郡市名 | 所在地 | 会長名 |
|-----|-------------|------|
| 温泉郡 | 松山市三番町 温教会館 | 杉田正一 |

(三)

郡各都市におけるP・T・A結成の状況は左表の通りである。

(私立高校、定時制高校は未調査)

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------|--|--|--|--------------------------|--|--|
| 西新八宇 | 今松南 | 北東西 | 喜伊上 | 宇新周 | 越 | | | | | |
| 居幡和 | 宇宇宇 | 宇宇宇 | 浮 | 居桑智 | | | | | | |
| 條浜浜島 | 治山和 | 和和和 | 和多予 | 穴摩居 | | | | | | |
| 西新八宇 | 今松南 | 北東西 | 喜伊上 | 宇新周 | 越 | | | | | |
| 條浜浜島 | 治山和 | 和和和 | 和多予 | 穴摩居 | | | | | | |
| 西條市P・T・A 新居浜市P・T・A 八幡浜市P・T・A 宇和島市P・T・A | 今治市P・T・A 今治市P・T・A 今治市P・T・A 今治市P・T・A | 松山市P・T・A 松山市P・T・A 松山市P・T・A 松山市P・T・A | 北宇和P・T・A 南宇和P・T・A 南宇和P・T・A 南宇和P・T・A | 未結成 未結成 未結成 未結成 | 喜多郡P・T・A 喜多郡P・T・A 喜多郡P・T・A 喜多郡P・T・A | 伊予郡P・T・A 伊予郡P・T・A 伊予郡P・T・A 伊予郡P・T・A | 上浮穴P・T・A 上浮穴P・T・A 上浮穴P・T・A 上浮穴P・T・A | 宇新周 宇新周 宇新周 宇新周 | 越智P・T・A 周桑中 周桑中 周桑中 | 越智P・T・A 周桑中 周桑中 周桑中 |
| 西條市役所内P・T・A 新居浜市役所内P・T・A 八幡浜市役所内P・T・A 宇和島市役所内P・T・A | 今治市役所内P・T・A 今治市役所内P・T・A 今治市役所内P・T・A 今治市役所内P・T・A | 松山市番町小学校内P・T・A 松山市番町小学校内P・T・A 松山市番町小学校内P・T・A 松山市番町小学校内P・T・A | 北宇和郡教育事務所内P・T・A 南宇和郡教育事務所内P・T・A 南宇和郡教育事務所内P・T・A 南宇和郡教育事務所内P・T・A | 未結成 未結成 未結成 未結成 | 喜多郡町村会事務局内P・T・A 喜多郡町村会事務局内P・T・A 喜多郡町村会事務局内P・T・A 喜多郡町村会事務局内P・T・A | 伊予教育事務所 伊予教育事務所 伊予教育事務所 伊予教育事務所 | 上浮穴郡久万町久万小学校P・T・A 上浮穴郡久万町久万小学校P・T・A 上浮穴郡久万町久万小学校P・T・A 上浮穴郡久万町久万小学校P・T・A | 宇新周 宇新周 宇新周 宇新周 | 越智教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A | 越智教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A 周桑教育事務所内P・T・A |
| 戸白魚竹 | 宇徳丸桐 | 伊井山久 | 永友 | | | | | | | |
| 田石部田 | 野丸滂山 | 藤上崎野 | 井近 | | | | | | | |
| 國捷牧儀 | 鬼一喬 | 修喜久馬 | 佐儀 | | | | | | | |
| 太郎一久 | 一郎喬 | 三三三 | 儀 | | | | | | | |

| 郡市別 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 合計 |
|---------|--------|--------|-------|--------|
| 温 泉 郡 | 4 | 3 | 2 | 7 |
| 越 智 郡 | 2 | 3 | 1 | 6 |
| 周 桑 郡 | 2 | 4 | 1 | 7 |
| 新 居 郡 | 9 | 4 | 1 | 14 |
| 宇 摩 郡 | 7 | 7 | 1 | 15 |
| 上 浮 穴 郡 | 3 | 5 | 1 | 9 |
| 伊 予 郡 | 3 | 5 | 1 | 9 |
| 喜 多 郡 | 4 | 7 | 1 | 12 |
| 西 宇 和 郡 | 4 | 8 | 1 | 13 |
| 東 宇 和 郡 | 4 | 8 | 1 | 13 |
| 北 宇 和 郡 | 4 | 8 | 1 | 13 |
| 南 宇 和 郡 | 3 | 7 | 1 | 11 |
| 松 山 市 | 3 | 7 | 1 | 11 |
| 今 治 市 | 3 | 7 | 1 | 11 |
| 西 條 市 | 7 | 3 | 1 | 11 |
| 新 居 浜 市 | 5 | 3 | 1 | 9 |
| 八 幡 浜 市 | 7 | 3 | 1 | 11 |
| 宇 和 島 市 | 7 | 3 | 1 | 11 |
| 合 計 | 45 | 37 | 9 | 91 |
| | 17,907 | 8,255 | 7,100 | 33,262 |
| | 3,826 | 10,690 | 71 | 14,587 |
| | 15,081 | 3,565 | 7,029 | 25,675 |
| | 1,261 | 4,830 | 1,379 | 7,470 |
| | 3,473 | 4,301 | 3,371 | 11,145 |
| | 2,128 | 7,189 | 1,286 | 10,543 |
| | 18,333 | 3,505 | 333 | 22,171 |
| | 19,636 | 5,862 | 1,495 | 26,993 |
| | 10,321 | 7,766 | 490 | 18,577 |
| | 16,668 | 5,966 | 867 | 23,501 |
| | 6,000 | 8,197 | 699 | 14,896 |
| | 10,678 | 3,496 | 433 | 14,607 |
| | 19,670 | 7,497 | 4,711 | 31,878 |
| | 13,454 | 3,096 | 2,301 | 18,851 |
| | 10,944 | 2,931 | 1,568 | 15,443 |
| | 12,000 | 3,087 | 1,668 | 16,755 |
| | 8,500 | 3,300 | 1,034 | 12,834 |
| | 12,684 | 3,355 | 1,949 | 17,988 |
| | 35,406 | 27,762 | 9,199 | 72,367 |

六、視覚、聴覚教育

五四

1 視覚教育

① 視覚教育の現状

視覚教育は聴覚教育と相まつて教育の重要な地位をもつもので、実施にあつては両者が密接不離の關係に立たなければ教具として眞の機能を發揮することはできない。本縣に於いてはすでに全國に先んじてこの運動に力を注ぎ正に曙光が見え始めたかの如くであつたが戦争に災いせられて一時休止の状態となつた。終戦後、新教育の方法に視聴覚教育の面が一躍脚光を浴びて拡充強化せられるとともに再びこの運動が興つてきたのである。

学校教育ならびに社会教育上、この教具が手近に利用せられることによつて学び識らせる價値はきわめて大きい。

その爲に各都市にフィルム、ライブラリー新設運動を展開しているが、このことは全國的な運動で当然のことである。よき企画なり製作は受入れる態があつてはじめて成り立つので、利用するものが何もないとは言われないのである。機会ある毎に指導しているが（例えば昭和二十四年九月各方面え設置案のリーフレットを配付した）その必要性を感じながらも未だ地方ではその具体策に乗り出してない現状である。なお、各都市フィルム、ライブラリーの手始めは映画、幻灯、紙芝居の資材であるが更に模型、図表、写真、繪画、レコード、放送録音盤等を備えて学校ならびに廣く社会の人々にサービスができるように伸展したい構想をもつている。

現在の縣フィルム、ライブラリーは連合軍司令部民間情報教育局の厚意と指示に依つて設置されたもので勿論、視覚

教育の一環であるが、今のところ資材保管物の爲、相当の制肘があるので一應その施設と運営を切り離して考えられる時機の到来を希っている。ここにおいて自主的で極めて自由な各都市フィルム、ライブラリーと縣フィルム、ライブラリーとの結合が必らず近き日にあることを信じて疑わない。

地方では視覚教具といえば映画、幻灯、紙芝居等に主点を置き好む時に好む教具が取り入れられるという観点に立っていない。只、催物のみにあこがれて生活化されず徒らに抽象的で物の実体を把握させることに餘りにもちゅうちよしているのは遺憾である。

② 視覚教育に対する施策

現在、視覚教育について努力している点を要約すれば次の如きものである。

- 1 O・I・E 映写会の有機的利用價値の指導
- 2 各都市フィルム、ライブラリーの設置促進運動
- 3 映画教室の育成援助（映画館利用校外映画）
- 4 視覚教具展示ならびに指導と創作奨励
- 5 視覚教育の理論研究とその展開策（研究集会開催、愛媛大学教育部、愛媛教育研究所へ提唱進言）
- 6 縣下に視聴覚教育の実験校二三校を指定する
- 7 公民館の視聴覚教具設置促進と援助
- 8 本縣に於ける（文部省指克史蹟名勝天然記念物二十二件 愛媛縣指定史蹟天然記念物三十件）幻灯画製作
- 9 一般映画の優秀なものは鑑賞方を推奨す

10 美術展覧会ならびに諸啓蒙宣傳展示物の企画とその開催

2 藝能教育

① 藝能教育の現状

ここでは主として演劇に関するものについて述べることにする。本年度の演劇は文化の日の記念行事として「学生並びに職場の演劇発表会」にのみ重点を置き、しかも其の際、演出、演技賞状と賞金を渡す程度のものであつて、いわゆる指導の面にまで積極的につとめることは出来なかつたが、縣教員組合、愛媛新聞社と協力してのこのところが演劇向上に役立つことは申すまでもない。

② 藝能教育に対する施策

今後、藝能教育について努力すべき点としては

- 1 学生職場演劇グループとの連絡を更に密にする
- 2 この種の発表会には賛助指導をなす
- 3 年間通じてよりよき脚本、演出、演技の優秀なるものには賞状ならびに賞金を渡して奨励する
- 4 一般藝能の優秀なものについては鑑賞方を推奨する
- 5 「文化の日」の記念行事である演劇発表会の改善策を図る（会場は非劇場でありその開催方法、審査方法等について考慮せねばならぬことが考えられる。）

3 聴覚教育

① 聴覚教育の現況

聴覚教育の名は新しいが、事實は決して新しいものではない。感覚的経験の中、聴覚特にラジオの持つ迅速性、同時性、廣播性は現在までのところ他のいかなる手段によつても遠く及びがたいものがある。本縣における世帯数約三〇万としてその中ラジオを持つ世帯数が約一〇万世帯（普及率三四・六％）となつてゐる。最高は松山市の三四、六三六世帯に対しラジオを持つてゐる世帯数が一六、七二一世帯（普及率四八・三％）最低は、越智郡の三一、五四七世帯に対し九、四四九世帯（普及率三〇％）となつてゐる。本縣が全国的にみてラジオ普及率において未だ満足すべき現狀に立ち至つてない点にかんがみて、今後の普及と指導が重要となつて來るのである。松山中央放送局管内のラジオの聴取狀況について調べてみると

（昭和二四・九・末現在）

| 種別 | 聴取数 | 普及率 |
|-----|--------|-------|
| 再生式 | 二七、〇三六 | 七七、五% |
| スーパ | 三、三三二 | 九、五% |
| 全波 | 二、六六一 | 〇、八% |

之を球別にみると

| 球別 | 聴取数 | 普及率 | 備考 | 球別 | 聴取数 | 普及率 | 備考 |
|----|-------|------|----|------|-----|-----|----|
| 三球 | 1,007 | 二、九 | | 八球 | 八五 | 〇、二 | |
| 四球 | 二五、一五 | 七三、一 | | 九球 | 一三 | | |
| 五球 | 四、四五 | 一三、九 | | 十球以上 | 七 | | |
| 六球 | 三七六 | 一、一 | | | | | |
| 七球 | 九 | 〇、三 | | | | | |

これを各学校について調べてみると
ラジオ受信機を持つている学校はほとんどであるが、利用活用の点においてはまだしの感をまぬかれない。しかし、昭和二十二年頃から新教育の目標として各種教材教具の必要性と現代社会生活の向上にもなつて、全校放送設備を施設する学校が急激に増加して来た。
今その数についてみると次のようになる。
(昭和二四・九・末現在)

| 校別 | 校数 | 全校放送設備校 | 普及率 |
|------|-----|---------|-------|
| 小学校 | 四三三 | 一一〇 | 二七、七% |
| 中学校 | 二八〇 | 七〇 | 二五、〇% |
| 高等学校 | 元 | 一三 | 四〇、三% |
| 計 | 七四三 | 二〇三 | 二七、六% |

現在N・H・Kから送られる一般向けの放送は、ニュース・音楽、婦人向けのもの、職場向け、家庭向けの慰安、娯樂的なもの、政治、文化等の多方面にわたっている。学校向けの放送は学校新聞、小学校低学年の時間小学校高等学年の時間、中等、高等学校の時間、教師の時間を随時各学校で聴取しているが、最近小、中学校では教科カリキュラムの中に放送を取り上げて新教育のめざす学校経営に着々実績を挙げつつあるが受信機の活用が未だ十分でなく、山間部においては一個のラジオすら設備されていない所が少なくない。

しかし一面、縣下小、中、高等学校の学校放送研究会が結成され、小、中、高各校夫々の分野にわたって自主的な研究が随時持たれてこの方面の積極的な研究が燃え上っているのは喜ばしい限りである。現在この会の加盟校数は二〇〇校(昭和二四・一一月末現在)は達している。

今回学校放送研究会四國連盟の結成を見るに及び四國四縣が相互に連絡し合い錬磨し合うことによつて益々この方面の教育の充実と発展が期待されるのである。

② 聴覚教育の將來への努力目標

(1) 一般を対称としての聴覚教育

(イ) 公民館を中心とした町村民の資質の向上をはかるためにラジオの設備を充実する。
従來村落の集會にはむだな時間が費されがちである。

有効適切なラジオの利用によつて新時代にふさわしい公民としての教養の向上をはかることが大切である。

(ロ) 青少年の團體及び文化諸團體に対して放送教育をとり入れる。しかもそれが彼等の間ではレクリエーションともなり、慰安ともなつてゐる今日、レコードに耳をかすことも必要であらうが一個のラジオが持つ迅速性と多面

性を彼等青少年指導の上に取り入れたいものである。文化諸団体運営の場合にも必須なものとして考えられてよいであろう。

六〇

- (イ) 成人講座にラジオ学習を取り入れる。
- 講師の話のみに終始しないでこのような講座にラジオや映画、紙芝居、幻燈等を加えることによつて、現実面に接して対応できる態度と批判力、理解力が一層深まつてゆくことであろう。
- (ロ) 婦人会、女子青年等を対象としてのラジオ聴取活用によつて教養、資質の向上をはかる。
- 毎日の放送を家庭にあつて耳をかたむけるのは多くの場合家庭の母親であり、婦女子であるから、特に学校放送の聴取、婦人の時間、ニュース等に関心を深めさせ各種会合にはその内容につき話し合いをして相互の教養を深めてゆく。
- (2) 学校を対象としての聴覚教育
- (イ) 視聴覚実験学校を設置する。
- 学校放送が單なるス教材、教具の域からカリキュラムの編成までに進んで來た今日、縣下東、中、南予に夫々小、中、夫々一校宛実験学校を指定し、これをモデル・スクールとして各地区の研究に一段とその効果を發揮せしめる。
- (ロ) レコード・ライブラリーを設置する。
- 各地区の実験校にレコード・ライブラリー（録音装置による録音盤の作成保存）を設置し、各地区の夫々の特色ある行事や研究を録音にして相互に交換しあい、放送による民主化を促進せしめようとするものであつて、これら学校、団体においては常に携帯用録音機（ポータブル・レコーダー）を持つて授業に、見学に、視察に、旅

行、講演会、研究会調査、記録にこれを録音し再生することにより、その成果を更に大ならしめようとするものである。

5 「ラジオの集い」

① 「ラジオの集い」の現況

ラジオによる放送は、民主的政治の確立と経済的社会的組織の強力な発展に寄與するため社会人の反省と世論の醸成に役立つ「ラジオ民主学校」「市民の時間」「新しい農村」「T.T.Aの時間」「婦人の時間」「討論会」等の「集い」向番組」を編成しているが、これらを集團的に聴取して、放送内容に対する批評と把握を重点として討論するのが「ラジオの集い」である。

これらの集いには、グループの組織化が必要であり、社会教育団体について、その促進をはかり司会者の養成と指導運営の動的な向上発点を図る意図から、公民館活動の一環として実施するのが適当である。

然しこの運動は昭和二十三年度着手以来余り進んでいないので、本年十月別項の「ラジオの集い」運営要綱を定め、態勢の強化につとめている。

ラジオの集い概況

(昭和二四・二二・二四現在)

② 一団体以上集いを実施した団体

④ 「ラジオ」の集いグループ結成促進のため縣で開催の運営研究会数

| 地区別 | 名称 | 会場 | 期日 | 参集者 | 人員 |
|-----|--------------|--------------|---------|---------------|-----|
| 八幡浜 | 八幡浜ラジオの集い研究会 | 八幡浜市本町キリスト教会 | 昭三〇・二二七 | 婦人会青年團P.T.A其他 | 三三二 |

| 団体別 | 月別 | | | | | | | | | | | | 計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 計 | 計 | | |
| 公民館 | 六 | 四 | 一 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 四 | 三 | 三 | 三 | 三〇 |
| 婦人団体 | 三 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二七 |
| 青年団体 | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二七 |
| 集いグループ | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二七 |
| 其他 | 四 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二七 |
| 累計 | 一八 | 一六 | 一三 | 一五 | 一八 | 二〇 | 二二 | 二二 | 一九 | 一六 | 一六 | 一六 | 一六二 |

③ 実施回数

| | |
|--------------|----|
| 公民館 | 一二 |
| 婦人団体 | 五 |
| 青年団体 | 四 |
| 集いグループ | 四 |
| 其他(農業団体、工場等) | 一四 |
| 計 | 三九 |

| 郡市別 | 団体名 | 代表者名 | 代表者連絡先 |
|-----|-------------|-------|----------|
| 温泉郡 | 小野公民館 | 重信 喬 | 村長 |
| " | 伊台" | 玉井 豊 | " |
| " | 余土村ラジオの会 | 川口 栄 | 余土村公民館 |
| " | 五明村若草会 | 中谷 昭 | 五明村公民館 |
| " | 原町公民館(含む分館) | 重松 和 | 原町村公民館 |
| 伊予郡 | 上灘町文化協会 | 古田 武美 | 上灘町田波小学校 |

⑤ 「ラジオの集い」実施の社会教育団体一覧 (昭和二四・二五・二六現在)

| 郡市別 | 団体名 | 代表者名 | 代表者連絡先 |
|------|--------|---------|---------------|
| 東和 | 東和横林地区 | 横林 村役場 | 町村ラジオ集い係 婦人會員 |
| 喜多 | 喜多郡 | 大洲 公会堂 | " |
| 京和 | 東和俵津地区 | 依津 中學校 | " |
| 上浮穴郡 | 上浮穴郡 | 久万 町役場 | " |
| 西和 | 西和郡 | 川之石 町役場 | " |

備考 「ラジオの集い」推進と社会教育について 講演
「ラジオの集い」開き方と討論の指導
(指導は初步の段階として放送局に対する意見聴取内容に対する批判を主とする)

参考のために運営要綱を掲げることとする。

☆「ラジオの集い」運営要綱

一、放送局「ラジオの集い」系の務め

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|-------|-----------|-------|--------|-----------|--------|-------------|
| 松山市 | 八幡浜市 | 宇摩郡 | 北宇和郡 | 〃 | 〃 | 〃 | 越智郡 | 喜多郡 | 東宇和郡 | 〃 | 〃 |
| 松山婦人ロータリー | 北藤原青年團 | 睦居ラジオの会 | 土村居ラジオの会 | 吉田町ラジオの会 | 成妙公民館 | 関前村ラジオの集い | 龍岡公民館 | 大井公民館 | 岡山公民館浦戸分館 | 福岡読書会 | 三善公民館 |
| 河合英美 | 大向主 | 館本伊平 | 山本伊平 | 伊藤不二夫 | 藤田忠一 | 越智清操 | 尾崎清 | 別府静馬 | 美藤晃 | 館本信太郎 | 芝木信太郎 |
| 原町村河合方 | 原町村宮内河合方 | 原町村宮内河合方 | 田之筋公民館 | 村長福岡伊藤方 | 天神村 | 大井村公民館 | 龍岡村 | 関前村美藤方 | 成妙公民館 | 吉田本町芝方 | 土居村双葉ラジオ研究所 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

- (1) 「ラジオの集い」を設けた市町村、公民館、社会教育団体等各階層の集いに対して
 (イ) 適應する一ヶ月の番組を含む機関紙「ラジオの集い通信」を送付する。
 (ロ) 「集い」向番組のうち、放送意図について、テキストが用意される場合は送付する。
 (ハ) 「ラジオの集い」記録用紙を送付する。
- (2) 放送による周知を図る
- (イ) ローカル放送の時間を適当に利用し、毎週土曜日午後九時五十分「ラジオの集い」向週間確定番組を周知する。従つて「集い」グループは、かならず聴取せられたい。
- (ロ) 報手段として縣民に周知させる放送については、社会教育課は教育事務所、市を通じて聴取せしめるよう周知する。この場合の連絡に当る。
- (ハ) 「ラジオの集い」記録書に基づき、社会教育課と連絡し、希望事項について善処方を研究する。
- (ニ) 其他「集い」の普及と成功を収めるための必要な補導につき、社会教育課と共同の上、要請に應える。
- 二、縣「ラジオの集い」係の務め
- (1) 教育事務所及市を單位とする管内の町村、公民館、教育事務所よりの「集い」に対して絶えず放送局と連絡の上、要請に應ずる態勢を整える。
- (2) 「ラジオの集い」記録書を受けとり、社会教育の資料とし希望事項について善処方を研究する。
- (3) 其他「集い」の普及と成功を収めるため必要な補導につき放送局と共同の上、要請に應える。
- (4) 「集い」の活潑な運営を助長するため、毎月一郡市一ヶ所程度を選定し、または随時「ラジオの集い」運営研究

会を開き、その郡内の関係者又は開催地区周辺の町村関係者を招集し、運営の効果をはかる、その内容は、

(イ) 「ラジオの集い」運営の講習。

(ロ) 放送聴取に依る研究、批判、討議。

(ハ) レクリエーション（映画、レコード音楽鑑賞、のど自慢、其他）を採り入れる。

(ニ) 「集い」グループ結成書を整理し一部を放送局へ送付し「集い」の円滑な運営に資する。

三、教育事務所及び市の「ラジオの集い」係の務め

(1) 管内「集い」グループの要請に應え縣「ラジオの集い係」への連絡あつ旋をする。

(2) 管内「集い」グループの普及補導につとめ「集い」が開かれる際は、つとめて出張し補導にあたる。

(3) 管内「集い」グループ結成書を取まとめ一部を「集い」グループ名簿として保管し他部を縣へ送付する外、結成の機運が生じたものは適宜ハガキ、電話等で縣へ通知し「集い」の円滑な運営に資する。

(4) 縣で実施する「ラジオの集い」運営研究会の成果及び將來の放送教育の諸問題について反省と「ラジオの集い」振興のため、かならず毎月一回、適当な町村を選び各管内單位に協議会を開催する。

(5) その他、縣「ラジオの集い係」と共同のもとに「ラジオの集い」の成功を収めるべく助力する。

四、市町村「ラジオの集い」係の務め

(1) 「集い」グループの要請にこたえて、管内の普及及び補導につとめるほかこれらについて教育事務所（市にあつては直接）を通じて縣へ連絡又はあつ旋する。

(2) 「集い」結成の際、グループから提出された結成書一部を「集い」グループ名簿として保管するほか、他部を教

- 育事務所、市に一部、縣へ二部それぞれ送付する。
- (3) 市町村自体で「ラジオの集い」を計画する。
- (4) 其の他「集い」の準備、連絡事務を掌る。

五、公民館、社会教育団体での務め

- (1) 「集い」グループを結成したときは、別記結成書四部を作製して所管の市町村に提出する。
- (2) 放送局から「集い通信」其の他の資料を受けとる
- (3) プログラムにより予め各種の集いを選定する。
- (4) 選定が終れば社会教育課への月例予定行事報告に記載するよう市町村へ連絡をして置く。
- (5) 会場の準備やラジオの設備をする。
- (6) 「集い記録書」二部を作製し、縣へ送付する。縣では一部を放送局に送り社会教育資料とし、或は希望事項について善処方を研究する。
- (7) この「集い」の世話をするため予め左の分担の人々を決めて置く。
- (4) 司会者 「集い」当日の開会、閉会を宣し、その間の討論を指導し「集い」を有効に導く。
- (5) 書記 「集い」グループと縣、放送局との直接の結びつきについての役目を持ち「集い」の当日、討論や質問、意見その他の成果を取りまとめ記録書に記載し縣へ送付する。

別記

様式

「ラジオの集い」グループ結成書の書式は次の通りであるから、管内グループについて調査の上、四部作製し「ラジオの集い運営要綱」を参照して、「集い」グループ名簿とし、それぞれ処置せられたい。

六八

「ラジオの集い」グループ結成書

| | | | | | | |
|-------|----|----|----|-------|-------|------|
| 結成年月日 | 名称 | 会場 | 住所 | 代表者氏名 | 司会者氏名 | 書記氏名 |
|-------|----|----|----|-------|-------|------|

5 「ラジオの集い」グループ

① フィルムライブラリー設置の根拠

「戦時中世界の状況を知らしめ、我が国民に対し国際情勢に対する啓蒙と日本の民主化を促進する」とい
う連合総司令部の意図により米國陸軍所有の視覚教具（十六耗発生ナトコ映写機、ベスター幻燈機C・I・E映画、幻燈
原画、幻燈フィルム、ポスター、紙芝居、写真等を総称する）を全國各府縣に貸與されることになり総司令部の指令に
基きこれが受入れ活用態勢樹立に関する知事宛文部次官通牒（昭和二三年四月及び一〇月二六日付）による

② フィルムライブラリーの使命

米國陸軍貸與視覚教具の保管及び貸出し並びに総司令部に対する所定報告

業務(1)映写機及び映画フィルム等の保管 (2)映画の記録カタログの作製保管 (3)貸出し事務 (4)軽微な修理 (5)企画

(6)資材配給 (7)展示 (8)その他

③ フィルムライブラリーの沿革

1 係員（五名）就任

昭和二十三年十月—十二月

2 ナトコ映写機（十七台）C・I映画（二六本）受領

昭和二十三年十月

3 直轄映写班により映写開始

昭和二十三年十月

4 各町村及び郡市視覚教育委員会結成

昭和二十三年十月—十二月

5 ナトコ映写機操作技術者養成講習会（第一回）実施

昭和二十三年十月

6 ナトコ映写機（三十台）受領

昭和二十三年十一月—十二月

7 ナトコ映写機地方配置（十七台）対郡市視覚教育委員会

昭和二十三年十一月—十二月

8 フィルムライブラリー発足披露試写会

昭和二十三年十二月五日

- 9 各都市視覚教育委員会の管内移動映写一斉開始
昭和二十三年十二月五日
- 10 ベスラー幻燈機(十二台)受領
昭和二十三年十月
- 11 ベスラー幻燈機(十二台)地方配置(対都市視覚教育委員会)
昭和二十四年一月
- 12 ナトコ映写機(二台)追加貸與受領
昭和二十四年一月
- 13 ベスラー幻燈機(一台)追加貸與受領
昭和二十四年一月
- 14 ナトコ映写機(一台)地方配置
昭和二十四年一月
- 15 ベスラー幻燈機用原画フィルム其の他の視覚教具受領開始
昭和二十四年一月
- 16 愛媛縣視覚教育委員会結成
昭和二十四年二月
- 17 ビクチュラマ公開
昭和二十四年四月
- 18 ベスラー幻燈機(一台)地方配置
昭和二十四年八月
- ④ フィルムライブラリー設置に關連する他の機關
 - 1 地区視覚教具サービス本部(全國八ヶ所四國地区は高松に設置、名称四國地区教育映画サービス本部)
昭和二十三年八月
 - 2 地区フィルムライブラリー委員会(サービス本部毎に設置)
昭和二十三年八月
 - 3 視覚教育係長(各府縣社会教育課)
昭和二十三年八月
 - ⑤ フィルムライブラリーの現況
昭和二十三年八月
- 1 ナトコ映写機総数
一一一台

直轄班用

予備機

郡市配置

2 ベスラー幻燈機

郡市配置

3 C.I.E 映画総数一〇二種(一一三本)

郡市視覚教育委員会への配給ルートによる長期貸出五四種(五四本)

直轄班用及び随時貸出用四七種(五九本)

4 ベスラー幻燈機用原畫二五種

5 ポスター

6 紙芝居

7 壁新聞及びビラ

4、7は郡市視覚教育委員会その他に対し貸出中又は移管済

⑥ 業績

1 郡市視覚教育委員会の移動映写に対するC.I.E 映畫の配給日程

イ 同一町村において四ヶ月に 三回
上映可能の約二ヶ月を一段落とする巡廻映写日程六回実施現在第七次実施中

ロ 同一市において 四ヶ月に六週間

2 直轄映写班の移動映写

イ 民事部の指示によるもの

ロ 外部よりの申請によるもの

ハ ライブラリーの計割によるもの

随時実施全縣下

8 C・I・E映畫壹種につき受領より返還(貸與標準期間六ヶ月)迄の上映及び観覽者数

自昭和二十三年十二月

至昭和二十四年七月

の実績

最低 一回 二〇人

最高一三八回 五五、〇〇〇人

普通一〇〇回 前後三万人—四万人

4 ベスラー幻灯機の使用

ナトコC・I・E映畫に比すれば極めて低調である

註

1 貸與視覚教具に関するフィルムライブラリーの使命及び業務は前提の通りであるが、縣教育委員会事務局社会教育課内に係として設置(次官通牒本來は中央図書館に併設を原則とする)されているので、貸與視覚教

具以外の映畫幻燈フィルム等も扱つてゐる。

有償貸出映畫 二二種

無償貸出映畫 二八種

幻燈フィルム 四六種

フィルムライブラリー費予算

年 度 支 出

昭和二三年度 二二一四、三〇二円

昭和二四年度 二〇一九、五〇〇円

收 入

七五〇、〇〇〇円

2 市町村視覚教育委員会（総教二三九）

市町村内の視覚教育の運営実施機関として、視覚教育に理解と熱意ある市町村役場、学校、公民館、P・T・A、婦人会、青年團、会社、工場、鉱山、その他各種団体の代表者を委員として結成されている筈で、財源は市町村補助、委員送出団体の負担金、有志の寄附金等により一定の年額を獲得の建前であるが、實際は構想通りいつていないところもある。

3 郡視覚教育委員会（総教一二）

郡内町村の視覚教育委員会の代表者、その他郡單位の適任者を以つて組織、財源は町村委員会が一定年額を分担して郡内の視覚教育の調整、運営実施機関としてナトコ及びベスラーの地方における保管活用の責任機関（市委員会はこれと比肩）である。

4. 縣視覚教育委員会 (一)

各郡市委員会代表者一名及び縣執委關係職員等を委員として構成され、視覚教育の縣内の連絡調整及び共同事業団体として、並びに教育長の諮問機關として活動している。財源は各郡市委員会が一定年額を負担、事業団体としての財政的には縣費と關係はない。

5. 四國地区、教育映畫サービス本部

ナトコ及びベスラー等の修理を本務とし、U・I・E映畫等の四國配給に當る機關で、経費は四國四縣均等分担である。

6. 地区フィルムライブラリー委員会

サービス本部の運営審議機關である。

7. 視覚教育係長

① 貸與視覚教具活用計劃の樹立

② 民事部との連絡接衝

③ ナトコ技術免狀発行

を任務とし、「米軍貸與視覚教具に關しての」次官通牒に基ずく職責を有するものである。

尙文部次官通牒發社一〇三号は昭和二四・一二・二二日付を以つて改正され「視覚」は「視聽覺」と改められ「フィルムライブラリー」は「視聽覺ライブラリー」サービス本部は「四國地区視覚教材補給部」と改称されることになった。

七、文化団体及び宗教団体

1 文化団体

① 文化団体の概況

ここにいる文化団体とは所謂文化の向上、発達を目的とする趣味のグループで会員組織をもち法令に準拠しない団体であるが、社会教育団体をのぞいた一般的な文化団体について見ると、団体の異動、変化が非常に激しいように思われる。これは文化団体の結成が自由で所々に随時組織されるからでもあろう。現在の事態については調査中であるが、学術研究その他趣味、娯楽にわたつて次第に関心と熱意は高まりつつある状態である。

このろみに東宇和郡についてみると、昭和二十三年六月末では三団体であつたのが、昭和二十四年十一月三日現在では四十五団体となつており、又西條市の場合は十団体から十四団体に増加しているが、その内「西條友の会」をのぞいては全部新しく結成されたものである。

② 文化団体に対する施策

現在のところ特殊な団体以外には未だ十分の連絡はないが、今後これら団体に対しても側面的な援助を考えていくつもりで次のようなことがあげられる。

イ 文化団体の使用する用紙等の配給斡旋をすること。

ロ 資料の整備による啓蒙宣傳。

ハ 郡市毎に文化協会の結成或は、自主的な愛媛縣文化協会の結成等の構想をもつてつとめて連絡をとること。

③ 文化団体結成の状況

文化団体はさきに述べた通り次々と結成され、地域、職域等の民主団体若しくは組合の文化部等が発展的に解消しては又新たに同志的なものと変化している状態で、その結成状況は調査中であるから近く別冊として印刷する予定である。

2 宗教団体

① 宗教団体の概況

終戦後、宗教界にも大きな変化が起り、宗教団体の廃止を契機に特に佛教、神道、各教宗派の独立分離、分派等の問題をめぐつて混とんたる情勢におかれた。もともと戦時中の大同團結は各宗の教義や現状を無視した統一一点張の指令に基づいて合同したのであるから、新しい意味において信教の自由が許された今日、教義を異にする合同各派が独立しようとするのは当然の傾向である。ここにおいて、いわゆる新興宗教なるものが種々勃興し、國民はその去就に迷うという実状にある。しかしながら、一方では眞の民主主義に目ざめ、憲法其他神道指令等の趣旨に基づき封建的な従來の規則や習慣を打破して宗教の民主化を行うべく眞面目な審議が重ねられている。財団法人日本宗教連盟愛媛縣支部は、教派神道連合会、神社廳、佛教連合会、基督教連合会より成り、互に共通せる事業面における連絡提携、又は宗教情操の涵養等、協調的機関として活動している。宗連松山支部ではさきに京都東本願寺で開かれた西日本宗教団体協議会に出席した各教宗派、教團代表の報告により、種々協議した結果、宗教法人令改正法案について、これを眞に民主的な全

宗教家が必要とし、希望するところのものとすべく努力している。即ち委員を挙げて意見をまとめ、日本宗教連盟を通じて政府に具申するよう決議する等、相当活潑な動きを見せている。

② 神道指令及び宗教法人令について

神道指令は國家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件（昭和二十年十月十五日聯合國軍最高司令官、總司令部參謀副官發第三号日本政府に対する覺書）のことであり、この指令が出てから四ヶ年間において、種々文部省からも通牒が出ているが、実状としては特に末端において未だ不徹底乃至行過ぎの感もあり、指令違反の懸念ひいては宗教の健全な発達を阻害するおそれもある。そこで縣においても宗教団体代表者連絡協議会を開いてその都度、趣旨の徹底を期している。

宗教法人令は昭和二十年十月四日附聯合國軍最高司令部發、日本帝國政府宛の覺書に基づき宗教団体法とその關係法令が廃止になり、憲法第二十八條に示す信教の自由にふさわしい法令として制定されたものである。即ち宗教法人令は信教の自由と宗教の保護に万全を期すべく、文部当局を中心とし關係官廳、聯合軍民間情報教育局、宗教団体より神道佛、教、基督教各二名宛の代表が種々折衝した結果、生まれたものである。かくして宗教団体は法人と非法人との二種に分れ本令は法人たる宗教団体に適用されることになっている。

③ 宗教団体施設数

（昭和二三・一二末現在）

